

平成17年厚岸町議会第1回定例会 平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成17年3月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年3月15日 午前10時01分
	閉 会	平成17年3月15日 午後 5時06分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	9	松 岡 安 次	○
2	安 達 由 圃	○	10	池 田 實	○
3	南 谷 健	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
4	小 澤 準	○	12	谷 口 弘	○
5	中 川 孝 之	○	13	菊 池 賛	○
6	佐 藤 淳 一	○	14	田 宮 勤 司	○
7	中 屋 敦	○	15	佐 齋 周 二	○
8	音 喜 多 政 東	○	16	竹 田 敏 夫	○
以 上 の 結 果 出 席 委 員 16名 欠 席 委 員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	病 院 事 務 長	古 川 福 一
助 役	大 沼 隆	特 別 養 護 老 人	藤 田 稔
収 入 役	黒 田 庄 司	ホ ー ム 施 設 長	
総 務 課 長	田 辺 正 保	デ イ サ ー ビ ス	藤 田 稔 (兼務)
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	セ ン タ ー 施 設 長	
ま ち づ くり	福 田 美 樹 夫	監 査 委 員	今 村 實
推 進 課 長		監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 管 理 課 長	柿 崎 修 一
保 健 福 祉 課 長	豊 原 隆 弘	教 委 指 導 室 長	大 場 和 典
環 境 政 策 課 長	佐 藤 悟	教 委 生 涯	松 浦 正 之
農 政 課 長	西 野 清	学 習 課 長	
水 産 課 長	大 崎 広 也	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	振 興 課 長	
建 設 課 長	北 村 誠	農 委 事 務 局 長	藤 田 稔
水 道 課 長	松 澤 武 夫		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 7 . 3 . 1 5)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成17年3月15日

午前10時01分開会

- 委員長（谷口委員） 平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
- 委員長（谷口委員） 昨日に引き続き、議案第10号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算の審査を進めてまいります。
議案書の47ページをお開きください。
3款民生費から進めてまいります。
3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
14番、田宮委員。
- 田宮委員 保健福祉総合センター施設維持管理費負担金ですね、当初は281万2,000円だったんですが、ここで70万円程度補正をしたというのは、どういうことですか。
- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（豊原課長） お答えを申し上げます。
この負担金につきましては、保健福祉総合センターと町立病院との間で維持管理にかかります負担金の部分でございますけれども、重油単価が大幅に増加になったという事情が1つございますし、さらにはまた8月から下水道料の負担が新たにふえるというような事情もございまして、今回69万8,000円の増額補正をお願いしたような内容でございます。
- 委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。
- 田宮委員 去年は340万3,000円だったですね。今年の当初予算では281万2,000円と。去年と比較してもかなり減額して見込まれたわけなんですね。当初に281万2,000円というふうに見込まれたこの額は、去年と比べても、去年は今言いましたように340万3,000円ですからね、当初の見込みが甘かったんじゃないですか。
- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時11分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（豊原課長） 貴重な時間、申しわけございません。

この負担金につきましては、昨年、平成15年の決算の数字でございますけれども、30万2,000円というような状況でございます、それを見越しまして、平成16年度の予算を策定したところでございますけれども、平成15年度実績が、電気料の部分でございますけれども、使用実績が下降していた、そういうような状況、それからさらにはISOの節電目標といえますか、そういうところで約12万円程度引き下げるといようなことから、16年度当初見積額を抑えたというような経過でございます。

その後、平成16年度に入りまして、重油の単価増、この部分で57万3,000円ほど不足をする、さらにはまた下水道の使用料が8月から新規で負担ということになりましたけれども、この部分につきましては、当初見込んでおらなかった部分もございまして、5万1,000円ほど補正せざるを得ないというような状況から、今回提案いたしましたような数字になっているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- 委員長（谷口委員） いいですか。その他ございませんか。

（なし）

- 委員長（谷口委員） 進めてまいります。

2 目心身障害者福祉費。3 目心身障害者特別対策費。4 目老人福祉費。5 目国民年金費。7 目社会福祉施設費。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。2 目児童措置費。3 目母子福祉費。4 目児童福祉施設費。5 目児童館運営費。

（発言する者あり）

- 委員長（谷口委員） どこまでいつているか、わかりますか。

（発言する者あり）

- 委員長（谷口委員） 今、児童館運営費ですけれども。いいですか。ありませんね。

それでは、進めてまいります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

14番、田宮委員。

- 田宮委員 公衆浴場の送迎バスの運行委託料の関係であります、現状ではどういうふうになっているんですか。

- 委員長（谷口委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） ご質問がありました入浴送迎バスの運行状況でございますが、平成16年度、週3回の運行でございまして、4月から2月末までの運行実績は延べで127回の運行であります。利用人数は延べで715名というふうになっております。

なお、1日当たりの運行時間でございますが、1日3時間ということで、午後5時から午後8時まで2回の往復運行をしているところでございます。

- 田宮委員 終わります。

- 委員長（谷口委員） いいですか。衛生予防費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2目健康づくり費。

14番、田宮委員。

- 田宮委員 老人保健の健康管理システム保守点検委託料、当初101万8,000円でございますが、これは大幅な減額になっているわけですが、それはどういうわけでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（豊原課長） この部分につきましては、当初12カ月分の予算見積もりをいたしていたところでございますけれども、受託業者の見積書の提出数値が極めて低いというような状況で、このような数字で減額補正になったという状況でございます。

- 委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

- 田宮委員 当初101万8,000円ですよ。それで、76万3,000円減額するわけですから、約8割近い減額なんですよ。そうですね。当初の見積もり、随分食い違うわけですが、そんな複雑なものではないんじゃないですか。どうしてこういうふうな見積もり、見積もり違いなんですか、これ。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（豊原課長） お答え申し上げます。

このシステム保守点検委託料でございますけれども、当初私ども、4月に契約をいたしたいというようなことで、いろいろと業者と折衝したわけなんですけれども、その後、業者の方から全く書類の提出がなかったというような異例な状況になりまして、保守点検自体はこの間続いていたわけなんですけれども、事務処理作業そのものが業者の都合

で全く進まなかったというような事情があったわけでございます。

そのような事情もありまして、年末だったかと思えますけれども、業者をお呼びをいたしまして、状況について厳しく点検をさせていただきました。その状況等々を私ども、判断をいたしまして、業者の不誠実な対応、そのような状況から契約ができなかった期間についてはサービスというような形で対応していただけるというような状況もございましたので、3カ月分の金額でもって契約を行ったと、このような状況でございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 3カ月分で1年間の契約をしたわけですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） 契約の部分につきましては、1月分、2月分、3月分につきまして契約をいたしております。そういう状況でございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 すると、年度当初に1年間を通しての契約ではないんですね。年度途中で契約をしたために1月から3月までと、そういう契約になったということですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） おっしゃるとおりでございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 これは年間契約が必要なんでしょう。1月から3月、あとはやらないというものではありませんよね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） 業務の性格上、4月から3月まで保守点検が必要な業務でございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、業者側の事務処理がおくれたというような事情から、1月から3月分までの契約というような対応となったものでございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 では、そういう業者と現在契約をして仕事をやらせているんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） この健康管理システムの保守点検、ずっと進めてきた業者でございまして、5年間の長きにわたり、毎年契約を更新するような形でもって対応してきたところでございますけれども、機械の保守点検という性格上、この業者しか対応し切れない部分もございます。そういう点で、しっかりとした今後の保守点検を行うという確約を得まして、契約をさせていただいたというような状況でございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 その健康管理システムの保守点検をやる業者というのは、何人もいるわけではないんですね。限られていて、よくても悪くても、それに頼まなければ保守点検ができないと、そういうことで契約しているんだということですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） 健康管理システムを納入した業者、そこの代理店というように形になっておりまして、釧路管内でいきますと、この業者だけというような事情もございまして、委託をさせていただいているというような状況でございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 管内だけに限れば、この業者しかいないというようなことのようなんですが、これでは安心して保守点検を任せるということにはいかないんじゃないかと思うんですよ。そうしますと、どうするのか。選択肢をもっと広げて、業者を選ぶというふうなことを考えないと、こういうことになるんじゃないかと、繰り返されるんじゃないかと、そういうおそれがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） 委員さんおっしゃられますような心配、私どもも当初危惧しておったわけでございますけれども、ここ3カ月近くの動向を見ますと、その都度、誠意を持って対応していただいている、そういうような状況も見受けられるところでございます。

今後の推移、これまでの状況を十分勘案する中で、新年度の契約の段階で、いろいろな方法について、方向について、内容を吟味しながら、きちんとした保守点検が確保されるような状況をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 今、言われたように、管内だけに限れば選択肢がたくさんないわけですから、業者を選定するのには、もっと幅を広げて、きちんとした仕事ができる、そういう業者に安心して委託をするということでない、それでは困ると思いますので、十分その点は考慮して、新年度以降対処していただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） 委員さんおっしゃられます内容、もっともと存じております。今後の業者選定、全道の代理店網、いろいろな観点から私どもも検討をさせていただきながら、しっかりとした保守点検機能が発揮されるような内容をとっていけるように、今後十分に検討させていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●田宮委員 いいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進みます。

3 目墓地火葬場費。4 目水道費。6 目乳幼児医療費。

2 項環境政策費、1 目環境対策費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 ここで I S O の 14001 ですか、これについてちょっとお聞きしたいんですが、これが厚岸町が認定取得といいますか、それをしたのが平成 11 年でしたですね。それでもう既に 7 年、11 年の暮れごろだから 6 年と言ってもいいのか、6 年半ぐらいだと。もう随分なります。それで、環境方針というものを当時の澤田町長が出しまして、それをそのまま継承して、現在は若狭町長が環境方針というものを出していますね。それに従って I S O の 14001 というシステムが動いているということです。

それで、もうこれだけやってきましたので、非常に板についてきたといいますか、きちんとしたことが進められていると思うんです。これが進められてきた成果というものについてお聞きしたいんですが、一から十まで全部聞いていたのではえらい時間がかかってしまいますので、ごく簡単に、これを進めることによって特に得られたもの、それから一つこういうものをやるときに心配することは、非常に高い目標、あるいは強い規制を考え過ぎてしまって、業務に支障が生じてしまっては本意ではないわけですが、そういうことはなかったかどうか。

そして、もちろん 1 年ごとに見返りを行って、目標が高過ぎたのか、実際にやらなか

ったのか、あるいはもっとこうすればできたのかというような評価をしますよね。そして次の年の目標を立てていくというのを、ずっと繰り返して今日に来ていると思うので、この程度の目標ならこういうふうにはできるということは、もう相当はつきりわかっているのではないかというあたりで、現在この環境ISO14001を行ったことによって、こんな成果が出たんですよと、そして、ここの部分が今課題なんですよというあたりを、ごくかいつまんでご説明をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ただいまの質問に関してですが、ごく簡単にということですが、若干ちょっと前段説明させていただきます。

2000年3月に登録認証を受けたところでございますが、現在まで5年を経過し、本年2月に5回目の定期審査、その間には更新審査を一度受審しております。これはJABという日本認証機構の認証登録を受けた審査機関によつての審査でございます。その際、全サイト、要するに効力の発生している施設、全施設ではなくて、サンプリング、いわゆる40施設あるとすると、3分の1ですとか2分の1のサイトについての審査を受けるところでございます。

その結果、このたびの2月の審査におきましては、定期審査でございますけれども、3点の指摘がございました。その指摘の内容につきましては、審査機関の言い方ではリマーク、いわゆるこういうことを改善することが望ましいという、これはいけませんよという指摘ではございませんでした。今まで定期審査や更新審査を受けた中で、リマークだけが3件ということではございませんでした。

そういう意味におきましては、このISOのシステム自体が、職員がそれぞれどういうシステムかということをも身につけて、審査員に対して、それなりの質問事項にかかわることですとか、そういうことに対してお答えできるなり、行動をとっていることが証明されるのではないかというふうに感じております。

ちなみに、成果でございますけれども、いわゆる一般的に審査機関はパフォーマンスという物の言い方をします。それで、マニュアルに沿って、保存期限がございますので、13年度からしかございませんが、数値で示せる部分だけを、ちょっとかいつまんで説明させていただきます。

特に電気・ガス・水道、いわゆる化石燃料にかかわる数値で目標を持って要するに行動するという点について、まず平成13年度1年間の成果でございます。これにつきましては、基準年が平成10年度を基準としてございまして、13年度につきましては、電気・ガス、すべて含めまして金額にしまして384万462円の10年比較に対しての減額、要するに節約したということになります。これはすべて目標値を達成してございます。

それから、14年度、これも同じく電気・ガス、いわゆる数字であらわせるものでございますけれども、10年対比で626万7,866円、それから同じく平成15年度につきましては、929万454円のいわゆる化石燃料の節約という、数値であらわされるものは、パフォーマンスとして出てきております。

このほかに、32項目ほどのいわゆる目的、目標というマニュアルに沿ったものがありますが、その目標につきましては、定性的という表現を使います。例えば木を何本植えるですとか、そういうような目標がありますが、それはほとんどのものがクリアされております。その理由としましては、予算と連動された目標を設定するという心を心がけておりますし、審査機関の方からは既に保全活動を行っているものについては積極的に目標に掲げた方がよろしいですよというような、いわゆる指摘等も受けておりまして、それらを掲げている結果、そういう目標を掲げて、その達成度は年度末に評価をすると、当然、予算執行した段階では達成されているということで、16年度のパフォーマンスにつきましては、現在12月までのものは、今度、計数的にまとめられるものはまとめておりますが、3月31日をもって締めた段階で、16年度のパフォーマンスが出てくるかと思えます。

それから、いわゆるこういうことが今までどうだったんだということになりますけれども、先ほど前段申し上げたとおり、6年目に入ります。18年の3月をもって6年を満了して、更新審査ということになるわけでございますけれども、この件につきましては、新年度予算の提案説明の方にもありましたように、現在、予算計上されておられません。この件につきましては、私ども今、内部で検討してございます。ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

今の金額で出るものだけを見ても、毎年同じような率でもって落としていくことができるというのは、大変な効果を上げているというふうに思うんです、今のお話を聞いていましてね。平成10年を基準にしていますから、13年が384万円、14年が626万円、15年が929万円というのは、簡単に言うと300万円ずつ落としているということですよ。

それで、私は、今、質疑ですから私の意見は何も言う必要はないんですけれども、前にISOをやり出したところに、ある会議でもって言われたことがあるんです、何で厚岸町は高い認定料を払って環境ISOなんていうものに取り組んだんですかと。企業ならば、こういうものをもって企業イメージを上げて、外国に輸出をしたりするのに非常に有利なだけけれども、厚岸町は何か輸出するんですかと、妙に絡んだ言い方をされました。

それに対する答えは、やはりこういうシステムを取り入れて、みんなが同じように目標をつくって、日々の業務の中に努力をしていくことでもって、みんなが同じ認識を持って取り組むことができるという、環境ISOですから環境問題についてなんです、日々の行動基準というものを、皆が同じでレベルで持って、同じ問題意識を持って進めていくことができる、そのために非常に優位なシステムであるというふうに当時、話を聞いたような気がするんですが、そういう意味では非常に当初のねらいというのは達成されてきているというふうに評価してよろしいかどうか。その点について、これは数値の問題ではちょっとないので、非常にある意味では漠とした話でしょうけれども、やはりいろいろな行動の端々に出てくるかと思えますので、その点についてお聞かせ願いた

い。

それから、あれを始めた時期には、意識という問題でいいますと、役場に出てきて仕事をしているときには、その行動基準に従ってやっているんだけど、うちに帰ってくるといかな、仕事の時間、執務時間が5時なり5時15分で終わった後については、全くばらけてしまうというような批判が一部町民から出たこともあります。そういうものについても、やはり非常に意識改善が行われているのではないかとと思われるんですが、いかがなものでしょうか。

それから、一つ一つのいろいろな問題については、今余り聞く気はないんですけれども、今CO₂との関係で車のアイドリングという話が随分言われていますね。それで、何か今、国内の大きなメーカーが一斉に実用化に向けて、もう商品化してくるんじゃないかと思うんですが、交差点なんかでとまると自動的にエンジンがとまるんだそうですよ。そして、走り出すと、またエンジンが動き出すというぐらい、このアイドリングを抑えてCO₂の発生を防ごうというようなことが、京都議定書の発効以来、非常に問題が出ています。厚岸町は、CO₂の発生を抑えるのが目的でISOをやっているわけではありませんけれども、もうちょっと地域に密着した、いわゆる地域の環境ということをおねらったことだとは思いますが、それが地球レベルでの環境問題にも寄与するというのは当然だと思います。

それで、このISOを取り入れたときに、随分といろいろな、特に車を扱っている方たちに言われたんですが、アイドリングというのはもう一切禁止するんだと、すごいことを厚岸町は町としてやるもんだと、でもそんなことをやったら大きな車というのはかえって傷むんだと、だからその中でどうするんだというようなことを聞かれて、いやいや、それは、環境ISOというものは業務をできなくして環境負荷を抑えるという意味ではないんだと、今までと同じ仕事をしながら、その中でもってどのように環境負荷を抑えるかというのが目的なんだと、だから物によってはアイドリングはどうしても必要なものもあるというような話をした覚えがあります。このあたり、やはりまだ誤解が一部あるようですが、例外はもう当然つくってあると思うんですが、どんなふうになっているのでしょうか。

それと、結局そういうことを何で言うかということ、厚岸町役場の中で、この場合、役場というのは、たしかこれが始まったときに、これは私の記憶違いならどうかお許しいただきたいんで、その点も訂正していただきたいんですが、病院の医局を除いて、あとはすべて対象になっているというふうに当時聞いたんですが、現在は医局も入っているのでしょうか。

それで、そういうふうに役場だけのことで、そこでさえ要するに環境負荷を抑えるということを、せっせせっせと努力してされればいいんだというものではないですよ。それはあくまでも発端であって、結局は町民みんなの中にそういう意識を持っていてもらわなければならないと。例えば山に木を植えるとか、今いろいろおっしゃっているが、部分部分においては非常に効果を上げてきているのではないかと。それは何も環境ISOだからやっているというのではない、それぞれの施策なんだと言われればそれまでけれども、またこっちの観点から見ても、効果を上げてきているのではないかと。

ただ、これからの課題として、やはりこういうものが、日々の生活の日々の積み重ね

が環境負荷というものと密接に関係しているんだという意識を町民にきちんと持ってもらうための施策というのが、これからの課題ではないのかというふうに思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

学校ISOなどというものも進んでいるようなので、これはまたちょっと別の項目でお聞きしますけれども、こういうISOの14001を厚岸町という団体が行ったと、そしてよく成果を上げてきたというのが今の答弁でしたが、課題というのは、むしろそれをどのように広げていくかということについて、自分たちのやっていることを振り返ったときどうなのかというような問題とも絡んでくると思うので、そのあたりをちょっとお聞きしたい。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、達成されている日々の行動についてでございますけれども、これらにつきましては、職員のやはり一人一人の意識の問題に尽きると思います。これは2番目の質問の家での行動にも関連してくるところでございますけれども、いかにISOのマニュアル、いわゆる規定に基づいて自分は何をすべきか、いわゆる部門の中において、自分の立場を理解し、何をするかということ認識してやるかということだと思います。

これにつきましては、はかり知る手段というか、人の意識の問題ですので、あの人がどう考えているかということとはわかりませんが、少なからず定期審査、更新審査、受けた中で、審査に対して答弁というか、質問に対して答える人間は実行部門長だけではございません。担当の者も質問に答えることはできます。それらに私どもが事務局として立ち会った場合に、この5年間、審査に対してそれなりの理解のもとにお答えしているというところを見ると、かなり浸透していると、私は環境管理責任者という立場として、そのように審査員の方には申し述べているところでございます。

それから、家での行動についてでございますが、確かに役場では電気を消す、それらふだん日々の行動についてやられているところでございますが、家にいると不要な電気をつけたままだということは、ある程度耳に入ってくるところでございます。これにつきましても、いろいろな考え方がございます。役場でいろいろそういう規制があるから、家に帰ると反動があるのか、その辺はよくわかりませんが、これもやはり意識の問題だと思います。

しかしながら、学校ISOをやるようになってから、お子さんが家に帰られて、親御さんに、お父さん、例えばお母さん、なぜ電気をつけているのかということと言われたということを、学校に行って子供たちにお話を聞くと、そういうことを言われたり、それから実際に親御さんから、子供からそういうことを言われたということも聞きます。したがって、こういうことから、こういうことを広めることによって、徐々に人の意識というものを変えていくことにつながっていくのではないかとこのように考えております。

それから、CO₂関連のアイドリングの件ですが、ISOを導入することにおいて、決して危険を冒してまでアイドリングをするなということはいまだありません。なぜ

かといいますと、こういう例がございました。日本で初に取ったある自治体が、ISOを取ったことによって温水プールの温度を2度下げたと、それで風邪を引いて大変だという苦情があったということで、厚岸町としてはそういう例を踏まえまして、ISOは単にそういうことを、経費を節減する、いわゆるお金のものを節減するということでは、逆には環境保全活動をするということにおいて、お金がかかるんだということも逆に意識しながら、環境保全活動を進めていくんだという意識のもとにISOを導入するということで進めておりますので、決して例えば12月から2月、3月、3月ごろは温かくなりますけれども、公用車なんかは窓が真っ白になってございます。一応10分をめぐりにアイドリングということは各実行部分でやっておるようでございますけれども、それでも解けない場合は、温まるまでということで、車内にアイドリング自粛というのみで、それはそれぞれ運転していく者の自己の判断でやっていただいているところでございます。

それから、町立の病院の件でございますけれども、医局につきましては、認証取得当時から入っておりません。これにつきましては、その理由につきましては、医療行為に該当するものということで、人の命にかかわる部局ということで、審査機関ともちょっと議論した経過がございます。ISOを導入することによって、医療部門で何ができるかということをも整理した方がよろしいと、それをするによって緊急時、いわゆる生死にかかわる問題等にかかわるのであれば、それらをきちんとまとめた方がよろしいということの指摘も受けまして、そういう危険性を伴うものについては、まず無視するというよりも、サイトとして外した方がまずは安全ではないかと、それで事務局のみのサイトの方が適切ではないかというような指摘も受けまして、あえて医局は除かせていただいております。現在も除かれております。

それから、町民への周知の件でございますけれども、やはりこれは、環境問題につきましては人一人一人の問題でございます。今まで町民周知について施策目的、目標には掲げておりましたが、その手段としては広報紙やチラシなどの手段しか私ども現在やってきておりません。しかしながら、このISOの精神を町民へどのように周知していくかということが一番大切なことではないかと思っております。役場の職員のみがそういうISOの仕組みを理解し、取り組んでも、その部署なり、その箇所だけのものとなることは、これは事実でありまして、やはりみんなが取り組める内容、決して難しくないんだと、自分の目標を掲げて、こういうことをすることが一つの活動なんだということをまず知っていただいて、それから始めて、決して町民の方が国際規格に合ったシステムをつくらせてやるまでではないというふうに考えております。

そういう意味からして、簡単に申し上げますと、環境家計簿等の活用ですとか、そういうことが想定されると思っておりますけれども、これは今後十分わかりやすく、やりやすい、なおかつ継続できるような方法を十分検討してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 簡単にやりますが、今、最後に担当者がおっしゃったように、厚岸町役場部内でこれだけ努力しているんですね。そして、これだけ成果を上げてきた。そのことが

では町民にどれだけ伝わっているだろうかという部分だと思うんです。やはりこういうことをやって、こういうふうにしてきましたと、やってみれば割と簡単にできるものと、家庭ではこんなようなことをまずやってみたらいかがでしょうかというような話が余り見えてこない。それが今、これからのやはり大きな課題ではなかろうかと。もう町としてはこれだけやって、いろいろとむだを省いて、同じ仕事をするのに、むだなことをやって環境負荷を与えている部分を削っていくわけですから、そして経費ということからいったって、これだけ削減したし、こういう効果も上げてきたんですよという話を、内々でやっているだけではやはりだめだという点で思いますので、これをどのように町全体の流れにしていくかということが非常に大事だと思うんです。

そういう意味で、例えばさっきアイドリングの話を上げたんですが、これは実際の例なんですけれども、私の家にちょっと仕事でお見えになった役場職員の方が、1時間ほど私の事務所でもって、いろいろな仕事のことでお話をしてお帰りになる間、ひょいと思ったら、外でずっとエンジンがつきっ放しだったというのもありました。ただ、お客様ですから、私の方でそれについて苦言を申し上げるようなことはできませんでした。こういうようなことが1つある。

また、あるいは今のを聞くと、やはりいろいろな例外に当たるからなんでしょうけれども、役場の玄関前で町のセダンが、ずっとエンジンつけたまま置いてあるというようなこともちょこちょこ見かけます。そうすると、これを今、全体に、厚岸町はこういうことをやっているんだよ、そして皆さんもいかがですかというときの邪魔になりますよね。だから、やはりそういう点は相当に気をつけていかなければならないだろうと思うわけです。

ですから、そういう意味で、どのようにこれから広く町全体の流れに、これだけいいことをやっているわけですから、していくかというのが大きな課題だろうと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

内々でやっているということで、一番大切な町民への周知について欠けているというご趣旨の質問かと思います。

確かにおっしゃるとおりでございます。何度も同じ答弁になりますが、やはり環境問題というのは、ある事業所が取り組んで、それで済む問題だとは私、考えておりません。やはり一人一人、一世帯一世帯、それぞれが取り組むことによって、効果を発するというふうに考えております。その意味では、町民の皆さんへの周知、このISOの趣旨の周知、それからやることの意義、これをどのように広めていくか、知っていただくかということについては、いろいろな手段が考えられると思います。

そういう意味で、今まで厚岸町の役場が取り組んできたこと、それからそれによって得たもの、それからこういう数値であらわすことのできるパフォーマンス、この辺について、ある意味、整理したものを作成いたしまして、いろいろな手段を使いまして、町民の方々にわかりやすいものを作成し、周知の方法を考えていきたいというふうを考え

るものでございます。

それから、今アイドリングの件でございましたけれども、これもやはりそれぞれの職員の意識の問題ではあるかと思えます。私用というか、役場を離れたときには一町民になって、そこでISOの意識が飛んでしまったのかどうかはわかりませんが、その辺はその職員なり、その人の考え方だと思います。

それから、町の公用車のアイドリングについてでございますけれども、これにつきましても、先ほど申し上げたとおり、何分何十秒ということは規定してございません。ただし、過剰なアイドリングについては、当然、運転する人間が判断できるものと私は承知しているつもりでございます。その意味で、これらのことにつきましては、それぞれ今後また定期審査後の運用が始まるわけでございますから、そういう部分では実行部門長を介して十分周知してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2 目水鳥観察館運営費。3 目廃棄物対策費。4 目ごみ処理費。5 目し尿処理費。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。2 目農業振興費。3 目畜産業費。4 目農道費。5 目農地費。6 目牧野管理費。7 目農業施設費。8 目農業水道費。9 目堆肥センター費。

2 項林業費、1 目林業総務費。2 目林業振興費。3 目農林事業費。4 目林業施設費。5 目特用林産振興費。

3 項水産業費、1 目水産業総務費。2 目水産振興費。3 目漁港管理費。4 目漁港建設費。5 目養殖事業費。6 目水産施設費。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。2 目商工振興費。3 目食文化振興費。4 目観光振興費。5 目観光施設費。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。3 目土木用地費。4 目地籍調査費。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。2 目道路新設改良費。3 目除雪対策費。

14番、田宮委員。

●田宮委員 現在まで除雪対策費はどのぐらいかかっていますか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 4,000万円近く、今の段階だと4,000万円弱と。まだ今集計中な

んであれですけれども、思ったより前回の雪が多くかからなかったので、一応今のところ400万円ぐらい全体予算では残るかなという形で今考えております。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 4,968万9,000円しか残っていないわけだから、もう1回降れば大変だと、こういうことですね。1回あたりどのぐらいかかっていますか。降る量によるけれども、平均して。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 雪の量によって違いますけれども、800万円から、多いと1,500万円という形。おおむね2日にわたる場合という形になりますと、排雪が絡んでくると1,500万円ぐらい、単なる除雪だけであれば800万円ぐらいという形で考えております。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 今年度は委託と直営の率はどの程度になっていますか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 本年度、直営で対応したのがまず1回ありますし、業者さんに委託した部分が3回ですから、そういうような感じになりますし、雪の量によって判断しています。

●田宮委員 いいです。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、まことに申しわけありません、除雪に関係するということでお許しいただきたいんですが、実は今、町を歩いていてよく見えるんですけれども、これから春先、積もっている雪をどんどん皆さん解かしていこうとします。それで、それをどんどん道路に出す人がいるんですよ。そうすると、日中は解けていていいんですけれども、夕方になって凍ってしまいまして、そうすると恐ろしい状態が時々出てくるんですよ。これについては、やはり防災行政無線なり何なりを使って、やめるようにということを特に注意していただきたいんです。

やはりご近所の方が見えても、直接にはなかなか言えることではないと思ひまして、特にこれから3月、日差しが強くなるというと、それをどんどん道路に出すことで早く解かすことを信念にしているような人たちがいらっしゃいますので、その点をどうか、ちょっと除雪対策費で言うようなことではなくて申しわけないんですが、お願いしたい

ということなんです。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 先般もそういう状況がありまして、一度防災無線で流させていただきました。今後やはり質問者言われるように、かなり多くなると思いますので、また呼びかけていきたいし、また直接苦情なんかが来ますので、私ども道路パトロールとあわせて、そういう人のところへ行って注意をしているのも実態でございます。やはり危険ですので、そういう指導はしていきたいと思います。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

3 項河川費、1 目河川総務費。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。3 目下水道費。4 目まちづくり推進費。

5 項公園費、1 目公園管理費。2 目公園事業費。

14番、田宮委員。

●田宮委員 松葉町の憩いの広場なんです、トイレをどうしてつukらないんだという苦情があるんです、やはりね。その辺はどういうふうにお考えですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） このたび整備をいたしました広場につきましては、面積は720平方メートル余りということで、非常に狭いということが1つあります。しかも多目的に使えるという地元の要望を踏まえて整備をいたしました。そうしますと、あの中にトイレという建物を1つ置くことによりまして、その多目的という機能が失われるということが、まず1つ考えられます。

それから、もう一つは、今、広場を整備いたしましたけれども、あのつながりの土地とか、あるいは道路向かい側の土地とか、こういったものが今後相当動くであろうという考え方もできると思います。町としては、あの湖南の中心市街地のトータルの計画の中で、町がやるべき事業としてはトイレ、あるいは駐車場、こういったものを計画に入れております。したがって、そういった状況を少し見ながら、トイレの整備についても考えていきたいというのが現在の考え方でありまして、決して整備を考えていないということではございません。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 トイレについては、今後考えるということですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 計画の中で、町が行うべき事業として明確にうたっております。したがって、状況をいろいろ勘案しながら、今後整備に向けて検討していきたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 憩いの広場についてなんですけれども、うわさで空き地がたくさん出てくるということで、その部分も公園にして、つなげていって大きくしていこうという計画があるとか何とかという話で、今も課長も言っていたんですけれども、どの程度までの空き地を見込んで、どの程度まで駐車場をつくって、どの程度まで公園を広げていくのかという、そういった計画案というか、そういう素図案みたいのがあればお示ししていただきたいんですが。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 現状の計画におきましては、どことどこの土地をあけて、あるいはあくので、ここをどう利用するという計画にはなっておりません。したがって、それは今後の土地の異動の状況を見ながらということになると思います。

それから、もう一つは、町がそういった形で公共用地を確保して、トイレと駐車場以外に何か建物をということについても、あるいは施設ということについても、今の計画の中では考えておりません。したがって、今後の推移を見ながら、最低限トイレと駐車場についてはという計画になっておるところでございます。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 トイレと駐車場について、どの程度の大きさで、どういうふうな形で、どの場所という計画、されているんですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） それについても、今後の土地の移動の推移を見ながらということで、特に計画としては具体的なものはございません。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 土地の移動がなければ、では今の中途半端な公園で終わるということもあり得るんですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 湖南地区中心市街地の活性化に向けての計画の中には、既存の建物を利用した空き店舗利用などということもありますし、あるいは商売としての仕組みを新たに考えることによって、活性化しようという考え方もございます。したがって、今のままの中途半端なと言われましたけれども、あの広場だけで終わるかどうかにについて、この辺についても、計画としてはまだ定かにしていないところでございます。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 いずれにしても、計画が進むか進まないかということについては、今の現状ではわからないので、中途半端になるかもしれないということですよ、もし移動がなければ。そういうことですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） このたび整備をいたしました松葉町憩いの広場について、それが単体で中途半端かどうかという問題でありますけれども、確かに規模としては狭いといいますか、十分な広さがないということで、できることはかなり限定をされるということになると思います。

しかしながら、あの憩いの広場を商店街の活性化に有効に利用する、あるいは地域住民の交流の場として有効に活用する、いわゆる使い方を有効に考えることによって生かしていきたいというのが当面の目標でありますので、中途半端だというふうには考えておりません。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 中途半端か中途半端でないかというのは、課長が決めるべき問題ではないと思いますよ。町民のためと思ってつくったものが、町民のために役立つか役立たないかで、それが中途半端か中途半端でないのか決めるのは町民ではないですか。あなたが何も一人で決めて、この公園は中途半端ですよとか中途半端でないですよとかというのは、あなたが決めるべき問題じゃないんじゃないですか。

それで、公園にトイレがないというのは、小さかろうが大きかろうが、そんなもの関係ないでしょう。公園に当初からトイレのない公園をつくる自体がおかしいというふうにみんな言っているんですよ。それについてどうですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 公園にトイレがないのはおかしいという意見でございますが、地元の方々、あるいは町民、町内まちづくり団体等の協議の中で両方の意見がありました。やはり公園にはトイレが当然あってしかるべきという議論がありました。一方で、現状、トイレを使う人がどれぐらいいるのであろうかというような議論もありまして、例えば町民の方々が近くから集まってきて、あそこで過ごして、トイレを利用する機会がどれだけあるだろうかというような議論もありました。それから、土地が狭いという問題もありました。そういった中で、総合的に勘案をして、あの広場の中にトイレを入れるということは無理があるのではないかと。我々もそういった意見に同調して、別な場所にということでトイレを考えようということにしたところでございます。

●委員長（谷口委員） 16番。

●竹田委員 また後でやりますので、とりあえずいいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

6 項住宅費、1 目建築総務費。2 目住宅管理費。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費。2 目災害対策費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 一般質問の中で佐藤議員さんが聞いたが、避難訓練のことで非常にいい指摘をしていました。それで、私はちょっと違う観点から、前に言ったことがあるんですが、それはいざというときに、例えば釧路市でもって前回のかその前のか忘れましたが、大きな地震があった後に、ある団体が調査をしています。そうした場合に、非常に事故が起きたり、事故すれすれの問題が起きたりした地域と、そうでない地域の差というものをしています。そうすると、お隣、ご近所、自治会、地域、そういうものの結びつきの強いところとそうでないところで、はっきりと差が出ているんですね。地形、地盤、そういうようなものではなかったという調査結果が出ておりました。それで、そういう話を前に私も議会でしたことがございます。

それで、大事ななのは、いざというときに、今、災害弱者なんていう言葉が使われていますが、余りいい言葉ではないので、私は余り使いたくないんですけども、やはりさあ逃げなければならないよというときに、なかなかおいそれと動けない、あるいはそれ以前に、例えばある程度以上の高齢の方がお一人やご夫婦なんかで暮らしている場合には対処が難しい。そういうところは福祉課の方で非常に気を使って、目配りをしていて

くださいまして、この前の大きな地震の後も、ずっと全部声かけをしてくださっています。朝の地震で、最後のところに行ったら夜の10時だったというような事態もあったようです。

これ、行政だけで全部というのははっきり言って無理なんですよね。だから、ご近所の方が、あそこはどうしているだろうという声かけを、あるいは目配りをするだけで随分変わってくるということは、実証的な話も出ていますので、そういうものについて、これから地域とよく話し合って進めていくんだというお話をいただきました。それから半年近くたっていると思うんですが、この問題に関しては、どのような進展なり対処があったのでしょうか、この点についてお聞かせをいただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 委員には、さきから、地域の連帯のあり方によって災害そのものがかなり軽減できるということも含めて、災害時の初期活動としての近隣の声かけ運動等の取り組みについてご提案をいただいていたところであります。

私どもも急激に取り組みが進んでいるという状況ではございませんが、9月の段階で地域自治会に、それから自主防災組織を持っていच्छる地域に、提案内容も含めて、地域の災害で弱い立場にある方々の初期活動、地震があった際の初期活動というものを呼びかけをさせていただきました。文書で出させていただきますして、その後、文書の中では、後ほど地域で協議される場合には私どもも参加をさせてほしいということと、進捗状況について、またお願いをさせていただきますというようなことも含めて出させていただきますして、その後の対応としましては、11月の下旬から12月にかけて、再度、地域の状況について確認をさせていただきました。

この時点で、多くの地域では自主防災組織を持っていच्छるところは、組織は持っているんだけど、日常的な活動体制になっていないということも明らかにしていただきましたし、2つの自治会からは、既に点検体制はできているんです、ただ、防災訓練に合わせて、そうした実効的な訓練をしていないというお話もいただきました。それから、自主防災組織は持っていないんですが、地震だとか大雨だとかという時点では、消防団活動として自治会の役員が、お年寄りの世帯ですとかいうところに絶えず声かけをしているんですよというようなお話もいただきました。

それで、委員心配されるように、多くの地域ではまだまだそうした実行体制が整っていないというのも事実であります。この間、3つほどの自治会から前向きに取り組むをしたいと、立ち上げに向けてはいろいろな相談もお願いしたいんだということを申し入れを受けているところであります。

残念ながら、今日来るかもしれない、あす来るかもしれないという状況の中では、ご提言をいただきましたような地域のつながりというのは、まだまだ立ちおけているという状況について、私どももそうした認識の中で、これからも地域主導の組織のあり方としてお願いやら相談を受けていきたいというふうに考えているところであります。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 投げているわけではないと、いろいろ働きかけていると、それで幾つかはそういうことに対してこたえてくれているところもあるんだというお話でしたが、少なくともここには欲しいなとあなたの方で考えている自治会、幾つぐらいありますか。そして、その中の幾つぐらいが今、そういう手ごたえがあるんでしょうか。数でお示しいただきたいんですけれども。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） この数がというのは、ちょっと今持ち合わせておりませんが、基本的にはすべての地域で体制が必要になってくるという認識で、今地域に呼びかけております。

第1には、大きな地震が来て津波が想定される場合、これは海拔が10メートル以下の、今、厚岸町が想定をしております緊急避難地域への避難勧告対象地域というところが対象になってくるわけでありまして、そういう意味では、その地区については、海岸部、沿岸部含めて、津波災害に対する予防のための避難ということも想定をした取り組みが必要になってくるだろうというふうに思っております。これは私どもも町民の皆さんも同じ考え方だろうというふうに思っております。

それから、山間部の方ですね、津波の警報が出ても、津波の心配がないという地域については、ここは要らないということではなくて、建物が壊れていたり、家具が倒壊をしたりということ、下敷きになって動けないだとか、けがをされているだとかということが想定をされるわけでありまして、そういう意味では山間部の地域においても、市街地から見ますと災害時に弱い立場にある方々は比率としては少ないわけではありますが、それは地域の連帯として、ぜひ初期活動として、そういう取り組みが必要なんですということのお願いをしてきているわけでありまして、そういった立場で今後も地域と連携をし、進めていかなければいけないなという認識でおります。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 数で出せるようなものではないと、とてもとても。これだけの何割があるんですよなんて言えるような種類のものではないと、幾つかあるという程度の今のところは成果でしかない、ということですね。

今、各自治会の一覧表を出して、どうなっているかなんていうものは要りませんけれども、そういうものが出せるぐらい、やはり強く働きかけて、そういう問題意識を持っていただく。これは決して町の方からやりなさいではなくて、こういうことは絶対必要になるので、どうか考えてくださいということで、そのために必要ないろいろな知恵や、あるいは方策ですとか、そういうものについては私どもで協力しますからと、そういうことですよね。それはぜひ進めていただきたいんです。

と同時に、福祉課ではいろいろな、ここの家はそういうときには大変だよというところのリストを持っているわけですよね、いろいろな基準において。それで、そういうと

ころに電話なり、あるいは出かけるなりして、そして安否の確認、あるいは状況の確認、そういうことをいざというときには行っていますよね。

だけれども、これだって全部職員でやれと言って、この町の中を走って歩くのは、今言ったように、朝の地震で夜の10時までかかるというようなことになってしまいます。最初に来てくれたところはいいいけれども、最後のところは不安です、その間はね、何もなかったからいいんですけれども。そういうときに、例えば何とか電話というような制度なんかを見ますと、いざというときに、あなたに協力してもらいますよというような人をつくっておきますよね。そして、お年寄りに何かがあったときには、あなたの方にもすぐ連絡しますからよろしくというようなことでつくってありますよね、第1通報、第2通報といったか、ちょっと忘れていましたけれども。

と同じように、例えば室崎という家があると、そのところにこういうのがいて、もうちょっと起居振る舞いが大変だというようなときに、もちろん福祉課の方では走っていくけれども、それが間に合わないこともあると、事情によっては。そのときには、隣の何とかさん、ちょっとあなたも声かけてくれないかと福祉課としてお願いする、そういうような方策というようなことも、やはり考えてみる必要はあるんじゃないかと思うんですよ。それは自治会のそういう組織とは、また別の問題としてですね。そういうようなことは、福祉課としては検討なさっていますか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（豊原課長） お答え申し上げます。

福祉課といたしましては、福祉電話といいますか、そういうような形で高齢者に緊急時の連絡というようなことで、それぞれ申し込みによりまして設置をさせていただいております。それで、協力される方をお二人決めていただきまして、連絡をとらせていただくような制度もございます。そういう方々のご協力を得ながらというようなことにつきましては、今現在、一步踏み込んで具体的にというような状況にはなっておりませんが、当然、社会的な厚岸町がつくり上げてきました財産としまして、そのようなルートを活用しながらの安全確認、有効な内容というふうに考えているところでございまして、今後何らかの形で具体化ができないかというようなことで押さえているところでございます。

また、非常時につきましては、民生委員さんの持っています情報、こういうのも大変、私ども心強いものがございます。そういうところとの連携なども系統立ててしっかりとしていく、民生委員協議会としましても、地域の見守りというような課題を掲げている状況がございますので、そういうところとの連携も図れるのではないのかなと。

さらにはまた、福祉協議会さんの方でも、いろいろと災害ボランティアの関係についてどうするのかというようなことで、検討中というような情報も伺っておりまして、私どもも社会福祉協議会と連携をしながら、どういう形でボランティア体制づくりにかかわれるか、そのようなところにも配慮をしていきたいなというようなことを考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 もう時間もたっていますので、簡単に言います。

今、いろいろなところで、いろいろなことを考えているんだというお話を伺いまして、大変心強いんです。問題は、そういうものをそれぞれの部署がばらばらにやっていて、ほかのところで何やっているかわからないというのではやはりうまくないですね。だから、町民課は町民課で自治会やそういう人たちと一緒にいろいろと構築しようとしている。福祉課は福祉課でもって、いろいろな自分のところの持っているルートや、あるいは社協だとかいろいろな団体と、それぞれがやっているのを知っているという、そしてそれぞれに今、手をかけようとしている。それはわかる。

だから、こういうのを全部統括して、それぞれ自分たちでできるものを網の目のように、ネットワークというんですか、今のはやりの言葉で、そういうものをつくっていく必要があるのではないかと。それは結局、言ってしまうと、安心して暮らせるまちづくりの大きな要素になってくるのではないかと、そういうふうに思うんですが、その点いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいまのご提言いただきました内容については、私どももこれまでの弱さとしてあったのではないかとこの立場では認識をしております、例えば先ほど保健福祉課の方から民生委員協議会の方の情報、連携というお話がありましたが、地域で実際に民生委員さんのお話を聞くと、なかなか個人情報ということで、自治会にすっとんと落とせないという事情もあることをお話をいただきました。

そういう意味では、ここに障害の方がいらっしゃる、あるいは障害を持って、なかなか動きづらい、あるいは寝たきりだというような情報について、地域のためだからすっとんと情報を落とすということではなくて、やはりご本人にこういう目的で活動をしますということで了解をいただいて、お話をしながら組織をつくっていく必要があるのではないかと。それで、地域としましても、何年間も同じ方が対応できるということではないという事情もありまして、そういう意味では地域の実情に合わせた、近くの方々が手を差し伸べる組織づくりというものが求められるわけでありまして、そういう意味では、そうした状況が一方であるという課題も認識をしております。

それで、最近ですか、社会福祉協議会で災害時の炊き出しの訓練も含めて、取り組みがされました。私どもも、ただ総務課、保健福祉課、町民課という輪切りではなくて、社会福祉協議会の組織も含めて、日赤の皆さんの活動がこういうことをやっているんですよというような、それぞれの活動をどう地域が利用できるのかということの情報提供として、私どももこういう支援体制がとれるんですよということも含めて、地域にお知らせをしながら、そういった組織づくりを進めていければというふうに思っておりますので、ご提言いただきました内容については、今後も課題としてしっかり受けとめながら進めていきたいというふうに思っております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） いいですか。
それでは、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。2 目事務局費。3 目教育振興費。
1 番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きするんですが、先ほどちょっと話題に出ておりました学校 I S O なんですけど、これは現在、何校で行われていて、どういう成果を上げているのか、簡単に結構ですから、お知らせいただきたい。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（柿崎課長） お答え申し上げます。

現在、学校の I S O の関係でありますけれども、15 年度におきましては、真龍小学校と厚岸中学校と、16 年度におきましては、真龍小学校の 4 年生の方で行ってはございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 今は学校の名前だけでしたね。それだけ聞いてもわかるんだけど、2 校だったのが 1 校になってしまったと。それで、どんな成果上げているんですか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（柿崎課長） 今年度につきましては、学校の事情もございまして、真龍小学校の 4 年生の方で、この学校版環境 I S O の方に取り組んでございまして、真龍小学校の場合は 4 年生が中心となって行ってございます。子供たちの方につきましても、自分たちで何かできることはないかと、どんな小さなことでも、そして一人一人が行動を起こしていきたいと、そんなことから環境に優しい学校づくりということを行ってございます。

1 つには、子供たちの皆さんもできるということで、いわゆる節電、休み時間、授業中以外については電気を消しましょうとか、あるいは節水ということで、水を大切にしましょうとか、そんなことから、そうしたことがいわゆる二酸化炭素といいますか、そういうものを減らしていくんだと、そういうことであります。

さらには、環境問題として大きなことになってございます、いわゆるごみの減量化の

部分でございます。まず分別をきちんとして、リサイクルに回すものは回していくと、そういったこと、あるいはダイオキシンの問題のことなどであります。

さらには、学校では多くの紙を使用しますので、そうした紙については資源を使うわけですから、両面を使っていきましょうですとか、あるいはごみ処理につきましても経費がかかりますから、そういった経費を少なくするためにも、ごみの減量化に努めましょうですとかそういったこと、さらには森林の大切さといいますか、ありますので、植林の関係等々において、みずから子供たちの中で考えて行動を起こしていると、こういった状況でございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 先ほど本体の I S O の話を聞いているときにも、ちょっと答弁の中で出てきたように、子供が親御さんを教育するというような効果まであらわれているという話で、非常にいいことだろうなというふうに思っているわけですが、なぜ 1 校しかできないんですか。こういういいものが各学校でなぜできないんですか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） お答えします。

最初に取り組みましたのは、先ほど申したとおり 2 校あったわけですがけれども、これが 1 校に減ってしまったという、これ僕もなぜかというふうに考えるときに、どうしても学校の場合は、授業の中で何らかの形で取り組もうという形をとらざるを得ないのかなと。その中で、総合的な学習の中での取り組みとして I S O を取り組む、そうすると同じテーマをずっと続けるということがなかなか難しいという関係で 4 年生の取り組みに、例えば真龍小学校の場合には 4 年生の取り組みになっている、それはそれでいいかなと思うんです。というのは、総合的な学習では例えば 12 時間の取り組みであった、ただ、その考え方さえしっかり持ってもらえれば、5 年生、6 年生、総合的な学習の中に入らなくても、そういう考え方を継承して、学校生活を送ってもらえればいいかなと思うんですけれども、どうも学校自体は、取り組むんだというときには、どうしても教育課程の中に盛り込まないと、学校としての取り組みとして取り組みにならないような何か考え方があるのかなと。

私自身も、実はもうちょっと広くとらえてほしいと。言ってみれば、総合的な学習で取り組むよりも、逆に言うと、学校生活全体が環境教育だというふうなとらえ方で取り組んでももらえないかというふうな投げかけはしているんですけれども、どうもそこら辺のイメージが、まだ少し学校側と一致しないのかなというふうな部分を感じています。

1 つには、試験的に行うということであれば、やはり逆に言うと、もう少し教職員を巻き込むような形で、だから教育課程に組み込んでくださいと言っているわけではないというあたりを少しお話しする中で、新たな取り組みも必要なのではないかなと思っています。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと余談ですが、環境教育推進委員会などという非常に珍しいものを厚岸町は持っています。そこでは学校の先生たちを中心にして、環境教育というもののありようについての勉強会と、簡単に言ってしまえばですね、そういうものもやっています。それから、今回の今の学校 I S O の説明を聞いていてもそうなんですが、環境問題というのには、地球環境問題もあれば、地域環境問題もあるわけですね。それから、環境美化だとか、下手すると観光問題まで挟まってくることもあるわけですよ。

それで、何をねらっているのかというあたりを明確にやはり意識していく必要があるんじゃないかと。まず親元の I S O というのが、C O₂とかオゾンホールとか、ダイオキシンとかいう、いわばどちらかというところグローバルなものだけをねらってやっているわけでは決してないわけです。厚岸町が環境問題ということを非常に鋭敏にとらえて進めているのは何なのかという根幹ですね、そのあたりが非常に、大変失礼だが、学校の先生たちは弱いんじゃないかということなんです。自分の足元が見えていないんじゃないかという気がいたします。それは随所に感じます。

それで、私が石けんの会の事務局をやっているから言うわけではないんですが、今の話の中に石けんは一言も出てこなかったですね。やはり大地と海というものの健全化を図るということは、厚岸町にとって、これは生産に即結びついているわけですよ。産業振興に即結びついているんですよ。これがまさに地域の環境問題ということですよ。

そういう、なぜ I S O などというものを北海道で一番最初に取得した町、認定取得をした町で、学校 I S O などというものまでこしらえてやろうとしているのかという問題意識を、きちんと持っていたいただきたいんです。

そうすると、掛け算九九は3年生の1学期でもって習います、環境問題は4年生のときにやります、福祉の問題は5年生のときにやりますというようなたぐいでないということは、日々の生活そのものなんだということは、見えてくるんじゃないかと。このあたりをやはり教育委員会としても、よく先生たちと話し合って、元来優秀な人たちの集団ですから、そういうことについては明晰に理解できると思いますので、今いみじくも教育長がおっしゃったように、学校の先生たちを巻き込んだ学校 I S O と。ひっくり返して言うと、子供たちにやらせているけれども、余り教職員はそこに入っていないというふうにも聞こえるわけですし、このあたりをもう少し力を入れて、せっかくこういうものを進めているわけですから、その実を上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今ご指摘の点、非常に感じるところであります。

1 つは、学校の先生たちは釧路管内、かなりの、大体4年から7年の周期で異動されております。その中でいつも僕が思うのは、この町としての特徴、それはもちろん文化遺産もそうですけれども、それだけではなくて、この町がどういうことに力を入れているのかを含めて勉強してほしいと。4月に異動があった折には、その先生たちだけを対

象に研修の施設見学等々も行う中で、ぜひこの町の子供たちは、この町の中で育っていく、そして郷土性をしっかり持つことが将来のこの町に対する愛着心、アイデンティティーにつながっていくんだというあたりを一生懸命先生たちをお願いしています。

ともすると、先生たちはどうしても教科書の中で、変な話ですけれども、全国版の教科書であれば、ちょっと季節感のないような話も平気でなさることもあると思います。そうではなくて、理科でも社会でもそうですけれども、郷土に足のついた、地に足のついた教育をしてほしいと。その中で特にこの環境問題については、厚岸町で力を入れているというあたりは、新しく入ってくる研修の中でもお話しさせていただいておりますし、環境教育の中でも僕も出席させていただく中では、ちょっとまだ認識が浅いなという先生方がいらっしゃるときには、毎年のことになりますけれどもということでお話をさせていただいているところであります。

環境問題、1つには総合的な学習の中で取り上げることも大切ですが、先ほど言ったように、学校生活だけでなく家庭生活にも影響がある、そこら辺を十分考えていく中では、総合的な学習だけではなく、学校生活の中で何とか取り入れられないかというあたりを、ちょっと教職員等とも検討してまいりたいというふうに考えております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

4目教員住宅費。5目就学奨励費。6目スクールバス管理費。

9番、松岡委員。

●松岡委員 ちょっと細かいことなんですけれども、スクールバスの運行委託料ですね、賃借料でもって当初予算74万6,000円なんですけれども、45万4,000円今回削減しております。率にすると60.85%ですね。これはやはり説明が必要ではないかと思うんですが、これはどういうことなんですか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（柿崎課長） スクールバスの使用料及び賃借料の減額の関係につきましてお答え申し上げます。

スクールバスのうち厚岸小学校につきましては、厚岸小学校の下校用、これにつきましては末広方面でございまして、ここの部分につきましては、ハイヤー会社に委託をして行っております。さらには、もう1ルートございまして、同じく厚岸小学校の筑紫恋方面につきましても、同様にハイヤー会社に委託をして行っております。

当初、末広方面につきましては、年間予定としまして300回を予定してございました。それが実績で129回ということになりまして、171回ほどの分が減額になったということでございます。これにつきましては、できるだけ学年を問わず、乗り合わせということで学校の方にもお願いをしている経過がございます。また、兄弟で学校の方に通われている方が2組ございまして、そういった関係、さらには親の方が送り迎えに来ていると、そういった状況もございまして、今回、今年度の実績によりまして回数が減額になったということでございます。そういうことで、末広方面が35万円の減額、それから筑紫恋方面が10万4,000円、合わせまして45万4,000円、こういったことで今回補正をお願いしたところでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 もっと早い時期に、その見通しが立たなかったんですか。少なくとも半分以上の削減でありますよ。この45万4,000円、12月に補正を組んでおれば、これは別な事業に使えたはずですよ。これまるっきりむだな金になってしまっているんじゃないですか。これは完全に予算編成のミスだと思います。予算を立てたときに、その見通しをきちんと立てないということは、ましてや親が送っていくとかそういうこともあるわけですから、それらもやはりその中でもってある程度のものを聞いて、そして5%や10%の削減率ならわかるんですよ、半分以下に削減するということは、予算編成上の責任ですよ、これ。むだ遣いですよ。

ちなみに、委託料は5.6%の削減ですよ、3月になって。この程度のことは予算編成ですから認められるけれども、それだけの予算を組んで、半分以上もこの3月になって、もう残すところ15日しかないですよ。何も使えないでしょう。少なくともこれが12月の補正に間に合わせてやっていれば何か別な事業に使えたはずなんですよ。それあたりのことをもう少しやはり考えてほしいと思うんですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（柿崎課長） お答え申し上げます。

こうした年間を通しての実績をつかむに当たりまして、できるだけ実績に近い形で予算の方に反映させるということで努めていたところでございますけれども、何分、子供たちの状況も冬期間の部分がございまして、そういったこともなかなかつかみ切れなかったということもございまして、結果的には、このような大幅な減額となりました。私どももできるだけ12月の段階で、そういった状況ももう少しシビアに状況を把握して補正予算の方に反映させるべきだと、現時点では大変反省をしているところでございます。

今後におきましても、このようなことのないように、早い段階で年間の必要な経費を適正に把握して補正予算の方に反映をしてまいりたいと、このように考えてございます。今回のこうした大幅な減額については大変申しわけなく、このように感じております。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 それを認めて、素直にそういうことを言っているんですから、これ以上追及はしませんけれども、この予算編成に当たって、予算編成の総括である財務課長は一体、これぐらいのことは把握しなかったんですか。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 今、管理課長の方から説明がございましたけれども、いずれにいたしましても事務執行については各原課に任せてあるわけございまして、これらの精査というのは原課でやはりきちんとやられるべきというふうに思っております。

12月から3月ということできりぎりになったということについては、非常に残念に思っておりますけれども、いずれにいたしましても財政としては、これは不用額としては、貴重な財源でございますし、次年度に向けての財源としてきちんと反映をさせていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番。

●松岡委員 非常に財政が苦しいあれだということは、常に町長を初め皆さんが会議があるたびに言われておりますから、私どもも理解しておりますが、しかしこうやって財政の苦しいときに、こんな予算編成の組み方をすると、ますます財政が破綻の方向に進んでいっているんですよ。やはり財務課長として財務に責任があるんですから、その係がどうあろうとなかろうと、やはりそれはきちんと把握すべきだと、こういうふうに思います。そういうことを要望して、これでやめておきます。

●委員長（谷口委員） 答弁はいいですか。

●松岡委員 いいよ。

●委員長（谷口委員） それでは、昼食休憩といたします。
再開は1時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

教育費、2項の学校運営費から始めてまいります。

2項小学校費、1目学校運営費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、恐れ入ります、小学校も中学校も一緒になる話なので、よろしくお願いします。

たばこの話なんです、煙たい顔しないで聞いてください。

学校での禁煙・分煙、たばこに関しては、ちょっと一般と違う要素があると思うんですね。いわゆる子供に対する教育という面からの要素があるので、ちょっと一般の施設とはまた別の要素が入ってくると思うんですが、現在、厚岸町ではどういう形の禁煙なり分煙を行っていますか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 小・中学校全施設、施設内禁煙の対応をとっております。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。割と早かったと思うんですね、それに手がけたのは。それで、単に喫煙者である学校教職員の健康とか、そういうような意味よりも、むしろ教育効果といいますか、子供たちに対する教育という部分が非常に強くて、そういう要素を強くかんがみて、このような対処を早くとったんだろうと、そういうふうに理解していますが、この前、今年の3月10日の北海道新聞に出ているけれども、釧路市なんかは敷地内禁煙ということを打ち上げたんですね。こういう点で厚岸町では、現場ないし教育委員会ではどういう検討が行われているのか、この点についてお聞きしたい。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 施設内禁煙につきましては、今年度、平成16年の4月から施設内完全禁煙という対応をとったというふうに考えております。校長会等でも議論がありまして、確かに道立の学校が昨年10月から敷地内禁煙という措置をとっているということもありまして、話題に上っております。

ただ、PTAの喫煙率がある程度高いのかなということもありまして、敷地内ということになりますと、運動会等々のときに少し摩擦があるんじゃないかというのを懸念している旨はあります。

ただ、校長会の中でも、一つの流れとして教育現場の中で、あるいはその周辺での教職員の喫煙については、教育上いかなものかというあたりの認識は一致しております。来年度に向けて校長会ともう一度協議してみますけれども、例えば運動会等の行事等を例外にするような部分も含めて、柔軟な姿勢も含めて、今の流れから申しますと、敷地内禁煙の方向に向かっていくべきではないかなというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 教育長は問題点、よくわかっていらっしゃるから、2人だけで話をするなら

余りくどいことを言う必要はないんだけど、余り言うてはいけないのかもしれないけれども、この前あるちょっとした行事というか集まりがありまして、それに私、出ておりまして、そのときに地域の父兄も見えているところでした。その部屋に置いていなかった灰皿をどこかから持ってきて、一番最初にすばすばと吸い出した集団は教員の方たちでした。地域の人たちはむしろ、ここは吸っていいのかな、悪いのかなということ、遠慮してやめているような雰囲気があったんですよ。

そうすると、先ほどのＩＳＯのときの話じゃないけれども、教員みんながとはなんかもちろん言いませんよ、だけれども意識として何考えているんだろうなと思われるような意識の方もいらっしゃるわけです。そして、それは偉い校長先生だとか入ったばかりの若い先生だとか、そういうことに関係ないようですね。そのとき私、黙って見てましたけれども。それで、ですから職務中は教員だけれども、そういうところでは教員ではないのかなと思ったら、先生と呼ばれると「はい」と返事しているんですよ。だから、やはり本人は自分は教員だという意識はあるんだろうと。

それで、やはりそういうことを含めて、教育効果といいますか、そういう点から考えなければならないので、教育委員会が強制的にやるものではもちろんないと思います。ですから、やはり先生たちの間でそういう先生と呼ばれる職業ですから、そういう意識をきちんと持って、自分が教育というものを行っていく上でどうなのかという問題意識をきちんと持って、こういう問題に対処していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いしたいわけです。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） １年間、施設内禁煙をする中で、各学校からも大きな不都合というのは変ですけども、は聞いておりませんし、内部でのＰＴＡの会合等につきましては、ご協力をいただいているというふうに伺っております。

敷地内について考えると、この記事にもありますけれども、校門の外にどっさり吸い殻があったというような何かばかな話もありますけれども、いずれにしても教職員が例えば施設内が禁煙だからといって、裏口でたばこを吸っているというような形も、決して見て格好のいい姿ではないわけですから、そこら辺十分教育的な見地に立って、校長会とも敷地内禁煙に向けて検討してまいりたいと、かように思います。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

２目学校管理費。３目教育振興費。

１３番、菊池委員。

●菊池委員 お聞きします。企業化教育実践研究、聞くところによりますと、厚中のカキの真空パックだとかカキの料理方法だとかと聞いたことがあるんですけども、最近で。それと、もう一つは管内的なものか全道的なものか、その辺ちょっとお知らせ願いたい、どういう事業内容か。

●委員長（谷口委員） 教育委員会指導室長。

●教委指導室長（大場室長） ご質問の企業化教育の件でございますが、これは道教委の研究協力校指定でございまして、道内各局ごとに小・中・高等学校を研究協力指定校ということで、2年計画で取り組んでいるところでございます。

17年度の教育行政執行方針にも述べさせていただきましたけれども、小・中・高連携をし、さらに地域の特性を生かしながら、子供たちに自立心とか、あるいは想像力、チャレンジ精神などの精神を高めてもらおうということで、協力校ということで今研究を進めていると、そういう実情でございます。

●委員長（谷口委員） 13番、菊池委員。

●菊池委員 厚中の状態を教えてください。厚中の内容を。

●委員長（谷口委員） 教育委員会指導室長。

●教委指導室長（大場室長） 厚岸中学校でございすけれども、研究のテーマを「自分を見詰め、地域を見詰め、社会を見詰める企業化教育」というテーマで取り組んでおりまして、特に厚岸町の産業と人材を生かして、このテーマに迫っていこうということで取り組んでおります。特に厚岸町の産業、水産のカキをテーマとしまして、今現在行っているのが、いわゆるカキえもんを全国のブランドにしようと。それを取っかかりに子供たちがどんなアイデアを出して、全国にブランド化が図れるPRができるかと。そんなことでは、先日、教育長賞とか水産課長賞ということで、教職員、子供たちがアイデアを絞ったものを教育長と選んでいただきまして、先日、授賞式というような形で、子供たちの創造性を養っていると、そういう取り組みを行っております。

●菊池委員 わかりました。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。進めてまいります。

4目学校建設費。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

3 項中学校費、1 目学校運営費。2 目学校管理費。3 目教育振興費。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。2 目生涯学習推進費。3 目公民館運営費。4 目文化財保護費。5 目博物館運営費。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 6 目情報館運営費。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。2 目社会体育費。3 目温水プール費。

11番、岩谷委員、どうぞ。

●岩谷委員 実はこれ委員長の方にちょっとお願いがございます。今の温水プールにつきましては、B & Gの横に以前使ったプールについての問題ですので、ここで話をしているかちょっと迷ったんですけれども、温水プールということによろしいですか。

●委員長（谷口委員） 本当は公園費だよ。本当は公園費があるからね。公園費になるんだよ。温水プール、前のB & Gの。

(発言する者あり)

●委員長（谷口委員） いいです、はい。

●岩谷委員 実は12月ごろには、もとの温水プールの鉄骨の枠が立ってあったんですけれども、1月に入りまして行ったら、それがきれいに取り除かれているわけなんです。それで、いつごろそれを解体したのか、そしてその経過について、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（大野課長） ただいまの旧B & Gの温水プールの跡地の鉄骨の部分の関係のお話だと思いますけれども、これにつきましては、経過につきまして、実はこの温水プールの使用目的が廃止になりまして、その後、実はあのような状態で長期の放置をした中で、相当、鉄骨部分も腐食の状態、またいろいろ各、議会の方でも所管調査の中でも美観上の問題だとかいろいろ指摘があった中で、実は3カ年計画の中でも解体の方向でいろいろ取り進めたところでございます。

そういう中で、実は昨年11月ごろ、地元で解体の工事をやるということのお話を聞きまして、ちょっとお話をさせていただきまして、実は現在、鉄骨もかなり価値が上が

ってございまして、当時、3カ年だけでもやはり数百万円の解体工事費がかかるような状況にもございました。そういう中で今回のお話の中で、できれば経費がかからないような方法をできるものであればというお話もあったものですから、実はその業者を含めて、鉄骨の価値もあるわけでございますから、釧路市の業者も含めまして、見積もり合わせをさせていただきまして、今回、2月にこの解体工事をさせていただいたところでございます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 解体の内容については、当然、鉄骨の値上がり等の問題について、解体料については、その中でもって要するにやったということですね。そして、跡地について、確かに前と違ってすばらしい景観になりました。だけれども、その跡に残っている部分の更衣室ですか、それがまだ一部残っているということですね。今後その解体した跡地について何か利用されるかどうか、そこら辺ちょっとお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（大野課長） 以前から鉄骨があった当時から、何かほかに多目的に利用できないかという、いろいろなお話もあったわけでございますけれども、例えばパークゴルフ場の休憩室がどうかとか、それから管理棟ですね、何かほかの施設に転用できないかといういろいろあったわけでございますけれども、即、今それを使えるような状況の事業にはなかったのが実態でございます。

それで、管理棟につきましては、まだ鉄骨でございますから、ちょっとがちっとしておりますし、将来、B & Gあたりは結構物入れもないような状況でございますから、その利活用だとか、あと鉄骨跡の敷地も将来いろいろな他の各事業に使えるものであれば、転用できるのかなと思って、今、差し当たりこれに使うというような予定はございませんけれども、将来、経済情勢もいろいろ変わった中で、何か利活用できればなということでは考えてございます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 跡地の利用については、いろいろ利用される部分が今後出ると思いますので、十分そこら辺検討していただきたいと思います。

以上です。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（大野課長） 今後、利活用につき十分検討した中で対応していきたいなと、こう考えてございます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

4 目学校給食費。

16番、竹田委員。

●竹田委員 この中の非常勤職員の賃金、減の14万1,000円とあるんですけれども、もとの金額に対してこれだけ下がったんですけれども、もともとの金額というのはどうなんですか。幾らなんでしょう。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（柿崎課長） お答えを申し上げます。

この賃金のご質問でございますけれども、非常勤職員賃金ということで調理員を雇用し、運営を行っております。現在までの予算が389万4,000円でございます、今回14万1,000円ほど減額をするわけでありまして、これにつきましては、非常勤職員のうち1名の方が本年の1月31日をもって退職をされたということでございまして、その分の減額ということでございます。

●竹田委員 わかりました。

●委員長（谷口委員） いいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

10款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、5 目水産施設災害復旧費。

2 項土木施設災害復旧費、4 目町営住宅災害復旧費。

3 項文教施設災害復旧費、1 目公立学校施設災害復旧費。3 目保健体育施設災害復旧費。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 11款公債費、1 項公債費、1 目元金。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと広がるんですけれども、勘弁してください。元金からちょっと広がりますので、すみませんけれども。

この公債、早く言うと町の借金ですよ。これの一時借入金というようなものもあって、それは年度内決済になっていくんでしょうけれども、原則として。そうでなくて、向こう10年とか15年とか20年とかというような長期債と言われるものですね、これの今年度、元利合わせてどのぐらいになるんでしょうか。大づかみな、余りそんな何円まで細かくは要りませんけれども。

それと、できましたら、ちょっとこれも委員長、申しわけないんですけども、一般会計以外にもあるわけですよ。全体でどのぐらいになっているのか、これをまずちょっとお知らせいただきたい。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 今、私ども押さえている部分といたしまして、実は企業会計、特別会計もございます。一般会計といたしまして16億5,400万円、これが16年度で支払う元利償還金でございます。それと、簡易水道事業につきましては250万円でございます。それと、下水道につきましては2億4,870万円。それと、病院については2億530万円でありまして、ちょっと私ども水道会計の部分はちょっと押さえてないんですけども、水道会計については水道課長の方からご答弁を申し上げたいと思いますけれども、これら企業会計と特別会計の一部を含めまして、21億1,100万円というのが数字であります。償還金の数字でございます。

（発言する者あり）

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 1 時24分休憩

午後 1 時26分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
水道課長。

●水道課長（松澤課長） 貴重な時間、どうも申しわけございません。

水道企業会計の支払元金ですけども、今年度4,801万140円となっております。これに利息の分ですけども4,248万7,845円、元利合わせまして9,049万7,985円と、このようとなっております。

（「すみません、もう一遍」の声あり）

●水道課長（松澤課長） 9,049万7,985円というふうになっております。

（「もう一言つけ加えさせてください」の声あり）

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 今の数字なんでございますけれども、実は平成16年度で減税補填債の借換債をやっております。いわゆる元金がありますけれども、それを満額借りております、約2億円近く。その数字は入っておりませんので、プラスマイナスゼロでございまして、予算としてはのっておりますけれども、それは入っております。16億円、現実たる借金の返済でございまして、ご理解願いたいと思います。すみません。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、全部ひっくるめて元利償還金というのが約22億円、プラマイのところはプラマイですから、ゼロになるわけだからね、借りがえの部分はね。22億円の償還というのが今年であるよということになるわけですね。

それで、これも委員長、申しわけありません、ちょっと参考のためですのでお許しください。今までの元利償還金の流れですね、毎年22億円を毎年同じに払っているわけではないと思うんですね。上がったりがあると思うんですね。ずっとこのところは、いろいろ大きなものを返していかなければならない部分が重なっているために、16年あたりは大変きつんだという話は、この後財政は大変になるんですから、よく覚えてくださいという勉強会を私たちもさせていただきまして、そのときにパワーポイントを使って、実に上手な画面を使って、グラフなどを出しながら、財政の方で説明してくれたときに、16年はピークだなというようなふうに、数字とか何とかは、この頭ですから、もう右から入ると左へ抜けてしまうんですけれども、そういうことを思ったんですよ。

そういう考えで、今年あたりの22億円、ピークと、これからは下がっていきますと。それは返すものを返してしまえば、それだけ返すものは少なくなってきますからというふうに考えていいのかどうか。このあたり、ちょっと今までの過去3年なり5年なりの流れと今後の見通しですね、そこを概略で結構ですから、お願いしたい。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 申しわけないんですけれども、一般会計ベースで物事を話させていただきたいと思いますが、今おっしゃいますとおり、実は平成16年度、元利償還金のピークでありました。これは実は起債を発行いたしますと、3年ないし5年という据置期間がございまして。そういう意味で5年前に発行した借金が出てくるわけですから、元金として。そうすることのピークが16年度だったということでもあります。

ですから、おっしゃいますとおり、平成17年度につきましては、これは借換債も含んでございまして、約3億円が償還金の減額になってございまして。このことは、実は地方債に関する調書を見ていただければわかるんですけれども、年度中にお支払いす

る元金から発行額を少なく発行すれば、実はこれは当たり前なんです、下がるシステムなんです。そういうことを含めて、今まで平成14年度から特に取り組んでまいりましたので、そういう意味では17年もさることながら、18年度も一般会計ベースですけれども、15億円の償還金が13億円程度になる見込みであります。

さらに、それが19年度も12億8,500万円、さらには20年度には12億1,000万円ということで、22年までのこれからの推計といたしましては、右肩下がりに償還金は下がっていくということで、私ども財政に明かりが見えたということは、このことを指しているわけでございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

今の話は、この後、新しい大口の借金をしなければということですよ。今までの起債、長期債元利償還を今までのままの状態で行っていけばということですよ。新しい借金をしなければということは、要するに大きな事業をしなければということですよ。

要するに、自治体というのは何もしないで、言葉を悪く言うと寝ていけばと言う人もいるんだけど、そういう意味ではないんだけど、要するに事業をしなければ入るものは入ってきていますから、民間がそこと違うんですよ。民間は動かなければ入ってこない。自治体は動かなくても入ってくる。動くのは何かといたら、出るだけなんです。それで、起債枠というのがあって、その起債枠の限度いっぱい、危なくないところを使いながら、黄色信号がついたり消えたりするぐらいのところを使いながら、起債を上手にを使って住民サービスをしていくと。しかし、現在は将来の見通しが非常におっかないので、起債枠があっても使わないで、とにかく返すことに専念しましょうということをやっていけば、こういうふうに減ってきますよというお話ですね。そういうふう理解していいんですね。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） これは起債の発行額と絡むわけでございますので、いずれにいたしましても、それらのことを、事業と事業に対する起債の発行とバランスをとりながらやっていく。いずれにいたしましても、発行しないことによって、発行しないということはあり得ないんですけれども、発行を抑制することによって健全財政が保てるという事実は、質問者おっしゃるとおりだというふうに思っています。

●委員長（谷口委員） 1 番。

●室崎委員 とにかくそうやってでも、とにかく減らしていかなければならないんだというのも一つの見識だと思うんです。だから、どうのこうのということを言っているわけではありません。

それで、もう一つ、ちょっと今の償還のところでお聞きしておくんですが、実はこれ

特別会計や企業会計には恐らく余りないんじゃないかと思うんですが、一般会計の方では何とか債、例えば辺地債であるとか過疎債であるとかというときに、非常に有利であるという言い方をよく議会で言いますね。それは交付税裏打ちがあるからだという言い方をします。例えば75%、あれは辺地債でしたか過疎債ですか忘れたけれども、交付税の裏打ちがあると、こういうふうによく言われるわけです。だから、この事業ができるんですよという話。そうすると、私のような非常に単純な人間は、100万円借りると75万円交付税で来るんだなというふうに思ってしまうわけです。そうではないですよ。要するに、基準財政需要額の中で75%見えていますよと言っているだけです。

だから、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた残が交付税の額として一応まず出てくるんだけど、それを総枠の中の調整率を掛けたものが実際の交付税として支給されてくると。そうすると、75%もあるし85%というのもあったのかな、ちょっと忘れましたが、いろいろながありますよね、50%ぐらいのものもあるかもしれない。そういうのもごちゃまぜにして、実際問題として今年の例えば22億円のこの場合、これは特別会計の方にはないですね。ありますか。とにかく全部入れて、何%程度が交付税として実際に裏打ちされているのか、本当の大まかなパーセンテージで結構です。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 今、22億円のうちの、水道会計については交付税の裏打ちというか、算入はございません。そのほかの会計については、実は一般会計のほかに下水道と病院会計についての需要額の算定というのはございまして、水道会計を除くと21億1,000万円という私は数字を申し上げましたけれども、そのうちの算入率、上は100から下は30まであるんですけれども、46.7%、これは平成16年度の予算ベースというんですか、の中でいきますと、46.7%が需要額に算入されているということでもあります。

先ほど言った議論、質問者おっしゃいますとおり、この需要額というのは収入額が差し引かれるという理屈はそのとおりであります。そうしていきますと、実はこの収入額でいきますと、逆に言うと76.1という数字なんですけれども、これは財政力指数と同規模の率が、これは基準財政需要額割ることの基準財政収入額ということになっております。そういうことで差し引かれるという計算に相なるということでもあります。

●委員長（谷口委員） 1番。

●室崎委員 そういたしますと、算入率ということになると、あれ一つ一つなんですよ。だから、前にちょっとお聞きしたときに、算入割合というような言葉を使っていたと思うんですが、それは要するにごちゃまぜにした割合だよということですよ。それで言うと、半分ぐらいは裏打ちされているということですか。大体どのぐらいでしょう。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 四十五、六%というふうに算入率からすると、全体で割り返

しますと、そういうことになるかと思います。

●委員長（谷口委員） 1 番。

●室崎委員 そうしますと、ちょっと水道の方はこっちへ置きますね。それで、21億円何がしというので今の算入割合を考えているわけでしょう。そうすると、今年は長期債の元利償還金として、これだけいわゆる財政負担があるんですよというふうに言っているんだけど、名目と実質があるわけですね。それで、名目で言うと、ちょっと今、水道を別にして話をしますと、ちょっと便宜上ね、21億1,000万円何がしというんだけど、交付税が45%入っているとすれば、その部分はいわば裏打ちされているわけだから、それを除いたのが実質的な財政としての償還金であると、大ざっぱに言ってですよ、考えられますよね。

そうすると、どのぐらいになるんですか、21億円の半分のちょっと上だから、十一、二億円のものだということじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 質問者おっしゃるとおりであります。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、実質的なところで長期債償還についても、いつが山で、これからこういうふうになっていくんだという話をしなければ、本当のものが見えてこないんじゃないかという気がするんですよ。ちょうど、ちょっと例としては余りよくないので怒らないでくださいね。12月の議会では職員の方の給与の削減が出ましたよ。そうすると、名目、例えば月50万円もらっているといっても、そこから税金や何か除くと可処分所得というのがありますよね。可処分所得の中ではこれしかないのに引かれるという話と、それから名目50万円もらっているから、そこから引かれるという話とは別ですよ。それと同じようなものが、ここでも出るんじゃないかという気がするんですよ。このあたりいかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 基本的には、この今の算入割合の率なんですけれども、この状況というのは、基本的には若干のデコシヤクがああいうふうにあるかと思います。ですけれども、今までの財政運営の中では、基本的には財源対策を含む町債を優先的に選定していくという作業をしておりますので、そういうことからしていくと、実は一般単独的な事業債というのはかなり厳選されていまして、ほとんどがないような状況になっております。そういうことからすると、大体この算入率というのは、これを名目と実質に変えたとしても大きな、金額的な問題はあります。これは逆に言いますと、この算入さ

れた金額については、交付税で逆に言うと需要額として毎年の交付税の算入の中で差し引きをやっていますから、いわゆる地方交付税の中でこれだけ交付税が入ったところの差、プラスするなり引く作業をしております。

ですから、我々としては、これらのことの内容というのは、借金をしましたと、その中で裏打ちされている財源については交付税の中できちんと算入額を入れまして、実質的な地方交付税を含めて算出しているということでご理解を願えればなと思うんですけども。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 私もいろいろ調べてみたんですけども、よくわからないんですよ、難しく。ですから、今日言っているのも、課長に言わせると幼稚園の生徒に教えているような話だろうと思うので、余りつけ焼き刃の知識を振り回すつもりもありません。まだまだ勉強させてもらいたいと思っていますが、やはりこういうところまで含めて、そしてそれから地方交付税というのが、今まで議会で話が出るときは、地方交付税というのは入ってくるけれども、結局実際に来るときには何だかよくわからない、ふえたばすなの減っているんですよというような話で終わってしまって、その公式、そういうものがきちんと説明されたことは、私の聞いている記憶ではない。

そういうようなことを含めて、やはり、これは歴代の課長さん、みんなそのあたりで終わっていると思うんですよ、あなただけの話ではないからね。それで、この前、財政について、非常にわかりやすい勉強会を去年だかおとしやらせていただきましたが、そういうときにも、やはりこの程度のところまではきちんと今後はわかりやすく説明をさせていただきたいなと。いや、低い額が出てきたから安心するとか、そんな話では全くないんですよ。ただ、財政というものの持っている仕組み、からくり、それをやはりわかりやすく説明するには、こういうところまで言っていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 町債含めて借金、それが財源対策がある、それがどこで補填されるというからくりが、財政的な財政の見方というのがございます。含めて、これからの議会の委員会等があらうかと思えますけれども、そんな中で特に内容的なことを示していくということを求められるならば、我々としては、そういうことを含めてきちんと、説明責任がございしますので、その辺の理屈ということはきちんと説明をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） いいですか。1 目元金、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 目利子。

12款給与費、1 項給与費、1 目給与費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条、繰越明許費、6 ページ。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、次に第3条、債務負担行為の補正は7 ページから8 ページ。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 次に、第4条、地方債の補正。9 ページから。
どこですか。

(「地方債の補正」の声あり)

- 委員長（谷口委員） はい、どうぞ。

- 室崎委員 先ほどのというか、今し方の質問はこれと絡んでくるので、そっちにまで入らないように気をつけてしゃべっていたつもりなんですけど、どうしてもすぱっと割ることができないものですから、何か地方債の話までしてしまって、ちょっと先走ってしまったようなところがありまして、申しわけないんですが、地方債についても、またお聞かせいただきたいんですが、厚岸町にこれだけ借金があるというときに、地方債の現在高見込み額というように出てくる額ですね、16年度で言うと見込み額になるんでしょうけれども、ほとんどこれはもう動かないと思うんです。それから、15年だったらこうだという、これだけで新聞なんかはよく話をしてしまうんですよ。そして、ご丁寧に人口1万2,000でもってそれを割って、生まれたばかりの赤ちゃんから棺おけに足を半分突っ込んでいるようなお年寄りまで、今幾ら幾らの借金がありますよなんていう妙な解説記事を書いたりする新聞があるわけですね。

そうすると、一般町民はそれを見て、ああ、こんなに借金しているんだというふうに、ちょうど自分のうちの借金だとか会社だとかが経理上の借金をしているのと同じレベルで考えてしまう。そうすると、これは余り正確な意味で、いや、それは確かにそういう

借金があるという事実については間違いないんだけど、その語る意味といいますか、それを正確にとらえたとは言えないわけですね。それで、それからそのところでふえた減った、ふえた減ったという話が出てくるわけです。

そうではなくて、やはり先ほども言ったように、地方交付税の裏打ちがある有利なものを使っていた場合と、そういうものが全くない、恐らく100%からゼロ%まであるんだと思う。そういうゼロ%のようなものをぼんぼん起債を使っていた場合とでは、同じ名目に出てきても、意味は全く違うと思うんですよ。したがって、やはり町で町民に対して、厚岸町の財政はかようしかじかでございますと言うときには、先ほどもちょっと申し上げたように、名目上のいわゆるここで言うところの地方債の現在高というような、いわゆる名目上の借金と、それからこれを実際に返還していくとなれば、このぐらいの負担で済むんですよという実質的なものと、両方をきちんとまず説明する必要があるんじゃないかと、そういうふうに思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 先般の議論の中でおわかりのとおり、実際この残高の中に財源対策を含めて国からの地方交付税の中で見られるものがあると、これは言われるとおりであります。ですから、借金の残高としてはこの金額ですけれども、その裏には先ほど言った財政的な措置の数値が含まれておりますので、これらの内容の公開について、今まではそういうことまでの議論が、確かにこの残高についてはなかったというふうに思いますけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 それで、今この場で急に言って、数字を云々と言っても、それは無理だと思いますので、それから私も聞いたってわかりません。私もまだまだ勉強して、もうちょっと核心に触れるような質問にしたいと思います。まだ、ずっと端りをなでているような話だと自分で思って、非常に今、自分自身がなかなか難しいなと思って聞いているわけですし、ご容赦いただきたいんですけども、その名目的なところで言いますと、この前も新聞に大きく出ていたんですが、大分減っているようですね。実質的なところで言っても、やはり同じような率で減っているんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 先ほど言った率を含めて、この残高も含めて、適用するかどうか、大体大まかにその率が適用になるというふうに考えております。具体的にこれを一件一件当たってございませんので、その辺のデータ、今お持ちしておりませんが、いずれにしても、そういう状況になるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 それで、この減っていく事情というか、これを確認しておきますが、1 つは何債と言ったっけな、財政何とか債。

（「財政対策債」の声あり）

●室崎委員 財政対策債、そういうようなものを取り崩して借金を払っていくというようなことをやって減らしていくというのがありますね。

（「借換債」の声あり）

●室崎委員 借りかえだとか、あるいは家庭でいうと定期預金をほどいて払うという、前倒しで払うというような場合もありますよね。何年か前に 8 % なんていうやたら高いものがあって、そして世の中がもうすっかり低金利になっているのに、高い利息を払わせられるというようなことがあって、あれは確かに国と相当に町とが交渉して前倒しで払うという、あるいは借りかえるというようなことが許されたこともあると思うんです。そういうようなときに、一つの方法としては安いものに切りかえて借りかえる場合と、もう一つはそうやって自分たちの持っている銀行預金から払うと、簡単に言うとね、いような場合もあるかと思います。そういうような形で、早く言うと借金を減らしていくと、こういう方法もありますよね。

それから、実質的な部分でいうと、今までは余り裏打ちのないような起債をどんどんやっていたんだけど、これをきちんと裏打ちのある有利なものを借りるが、要するに有利でないものは借りないというやり方で、形式的額面はそんなに変わっていません、あるいはふえていても、実質的には減っていくという場合もありますよね。

それで、今、厚岸町が減っているというのは、そういう場合ではなくて、むしろ起債を抑制するということで減らしているというふうに考えられるということなんでしょうか。先ほどの話からいうと、何かそんなふうにもちょっと聞こえたので、このあたりを確認しておきます。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 今言われている、質問者おっしゃいます点もあります。ただ、今回の起債の内訳等も見ていただいておりますのとおり、一般公共から過疎辺地に切りかえるだとか、財源対策の起債を変えるだとかと、去年の 3 月ですけれども、行いました。ですから、実質的にいわゆる財源対策のある、裏打ちのある起債に切りかえていって、確実に切りかえていっていること、それと総体を減らす、両方の手法をもって今やっているというふうに理解していただければと思います。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと今のところがわからなかったんですが、要するに、そうすると名目は変わっていないんだけど、実質的に減っているというやり方をどんどん進めているんだということなんですか。

●委員長（谷口委員） 行財政課長。

●行財政課長（斉藤課長） 失礼、私もちょっと勘違いしました。そのことは過去からやってきておりますけれども、それも含めてやってきているということでありまして、今進めていることは、逆に言うと総額を落としていくというんですか、起債額を落としていくということで影響額が出ているというふうにご理解願えればと思います。失礼いたしました。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それで、最後にちょっと町長にお聞きするんですけれども、現在の財政見通しの中では、起債枠があっても、現実には事業を起こして、その起債をするということが大変難しいと。したがって、今はじっと我慢をして、そして町民からもちろんいろいろな要望があるんだけど、その事業を抑えて、そして起債を抑えて、とにかく借金を返していくということの方に重点を置いて、もちろん100%そんなことはできないけれども、そして身軽にすることが第一だということで今は進めていくより方法がないんだという判断に立たれて進めていらっしゃるというふうに理解、今の議論を聞いていて思うんですが、町長の判断としては、現在、選択肢は非常に狭まれて、そういう状況なんだというふうに理解できると思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狹町長） 地方債残高の問題、今論議いたしておりますが、ご承知のとおり、平成13年には地方債残高は133億円となります。しかしながら、今、担当課長からお話がありましたとおり、次世代に借金を残すということは財政運営上よくないことであります。やはり健全財政を維持していくということは極めて重要であるわけであります。

そういう中で、平成17年の見込みは、ご承知のとおり、地方債残高を113億円と考えております。あわせて、20億円の減額をいたそうという今日までの成果があるわけであります。一方、ご承知のとおり、三位一体改革の中で財政が大変厳しく相なっている事情にあります。しかしながら、一方、これまた町民のニーズにこたえていかなければならない責務もあるわけであります。そういう中で、住民サービスを低下させないで、これからの健全財政の運営をしていくということが極めて重要な責務でもあるわけであります。

そういう意味で、起債を起こさずに行うとかいうことについても、やはり今日の三位一体改革の中での厚岸町におけるやはり税源移譲等を含め、また地方交付税等も含めな

がら、地方債というのは借金です、をどの程度まで抑制して、町民のニーズにこたえていくかというやりくりを、要するに家庭でいえばやりくりです、これを考えていかなければ、これからの時代は大変な時代になるという時代を迎えているのではなかろうかと、私はそのようにとらえておるわけでございまして、極めて厳しい地方財政の状況下にあるわけですが、なお一層、健全財政化を図りながら、予算編成に取り組んでまいりたい、町民のニーズにこたえてまいりたいと、そのようにも考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 よくわからないけれども、いいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第11号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税。2 目退職被保険者等国民健康保険税。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目保健事業費負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政健全化対策費道補助金。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

10 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金。2 目退職被保険者等第三者納付金。3 目一般被保険者返納金。4 目退職被保険者等返納金。5 目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

5 項特別対策事業費、1 目特別対策事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。2 目退職被保険者等療養給付費。3 目一般被保険者療養費。4 目退職被保険者等療養費。5 目審査支払手数料。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費。2 目退職被保険者等移送費。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金。2 目退職被保険者等保険税還付金。

以上で歳入は終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

すみません、これから以降、項で進めていいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第12号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページから、事項別明細表をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金、1項分担金。

2款使用料及び手数料、1項使用料。2項手数料。

5款繰入金、1項一般会計繰入金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

次に、6ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

2款水道費、1項水道事業費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第13号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページから、事項別明細表をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金。

3款道支出金、1項道負担金。

4款繰入金、1項一般会計繰入金。

5 款諸収入、1 項雑入。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 次に、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

2 款医療諸費、1 項医療諸費。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第14号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の予算の補正、5 ページから 6 ページの歳入から進めてまいります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

7 款町債、1 項町債。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 次に、8 ページの歳出に移ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項下水道事業費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条の債務負担行為。3 ページ。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 第3条、地方債の補正。4 ページでございます。

（な し）

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第15号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、事項別明細書で4 ページの歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金。2 項国庫補助金。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金。

4 款道支出金、1 項道負担金。2 項道補助金。3 項委託金。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。2 項基金繰入金。

8 款諸収入、2 項雑入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。6 ページ。

1 款総務費、1 項総務管理費。3 項介護認定審査会費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。2 項高額介護サービス費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第16号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページから4 ページの歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。3 項自己負担金収入。

4 款身体障害者居宅支援収入。いいですか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
9 款諸収入、1 項雑入。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。6 ページ、歳出。
1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。2 項施設サービス事業費。
1 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでちょっとお聞きします。1 項の方のショートだとかデイも一緒になってくると思いますので、その点お許してください。

いわゆる特養ホームだとか、そういう高齢者の施設で感染症が、インフルエンザを初めとしていろいろな、ノロウイルスもありますし、そういうものが発生して死に至るといような、事故と言っているんでしょうね、そういうものが全国的にあっちこちで今起きているわけです。それで、厚労省ですか、そこでは全国的な調査をやって、そして指針をつくっていいこうというふうな、今年の初めごろ、新聞では、これは1月14日の道新ですが、これに出ておりましたですね。

それで、このいわゆる医療機関でいうと院内感染というんですか、それからこういうところでは施設内感染とでもいうんですかね、こういうものについては、もう気をつけてもつけ過ぎることはないですよ。それで、厚岸町の特養を初めとして、あそこには入り口から入って右と左に分かれるんだけど、デイサービスもあるし、それからショートステイもある、ミドルステイもあると。こういうところでは、やはり常にそのおそれはあるわけですから、当然、どのようにしてそれを防ぐかという指針、マニュアルというんですか、そういうものを持っているんじゃないかと思うんですが、現在どのように行われているのか、簡単でいいですから、説明をしてください。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（藤田施設長） 私どももそのような感染対策、利用者の健康を守る観点から、非常に心配する一つの事項でございまして、特に最近で申し上げますと、インフルエンザが非常に流行して、実際にホームでも何人か感染いたしました。おかげさまで大きな病状には至りませんでしたけれども、やはり高齢なだけに、非常に神経を使うという、そういうことでございます。

施設では、感染対策委員会という委員会を、内部組織でありますけれども、つくりまして、その状況状況に合った、例えばノロウイルスのときはどのような対策を講じたらいいか、看護師、介護員、それからもちろん医師の指導も得ながら対策をとっているわけです。

こういう施設は、やはり外部からの菌の、例えば面会者が来るんですよ。そういうのも余り無視もできないというか、家族にしてみれば面会したい、でもそういう危険性が大きいと。そういうときは、玄関先にいろいろな手を洗う、それから消毒するとか、それから面会していただく場所を会議室だとかそういうところに限って面会させていますし、それから寝たきりの方については、家族にそのような事情を申し上げながら、ちょっと症状が落ちつくまで、すみませんけれども面会のご遠慮いただだけませんかというように、ご理解をいただきながら対応をしているところでございます。

いろいろな状況については異なりますけれども、感染対策委員会を中心にその対策を立てながら事に当たっているという状況にございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 事態が発生し、あるいは事態の発生の危険性が非常に強くなってきたときに、そういう委員会を使いながら臨機応変にやっていると、これはよくわかります。それ

はもちろん大変いいことだと思います。

と同時に、日常の、まさかこんな時期にそんなことがということがよくあるんですよ。それで、日常の職員を初めとして、例えばこういう行動パターンをとらなければだめだというようなマニュアルというんですか、こういうものが随分と専門家の方から出されていますよね。あるいは、そういう団体からも模範回答みたいなものがどんどん出されていますよね。そういうものを、あるいは病院も持っていると思うんですよ。そういうものをきちんと参照にしたマニュアル、あるいは指針、あるいは行動基準、何でもいいんですけども、名前は、そういうものを現在持っているかということなんですが、いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（藤田施設長） 心和園何々行動マニュアルという、そういうふうに決めたものは、實際上、今持っておりませんけれども、それら上部団体の示されているものを参考に、例えば夜中に利用者が熱を出したら、第1番目に看護師の方に電話をやる、それから次に私の方に電話が来ると、そういうような順番を決めて、申し合わせによってやっているのが実情でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今、最後に具体的例に挙げられたのは、看護行動基準でしょう。今、私が言っている感染症対策の指針ではないですよ。

例えば、今、一々聞く気もないんだけど、町立病院あたりでもマニュアルを持っていますよね。それで、朝、職員が出勤したら、まず何をやるかと、そしてその次に例えば施設の利用者と対応した後は何をやるかというようなものが、事細かに全部行動基準が決まっているのがマニュアルですよ。そういうものを持っているのかと。要するに、それが感染症対策としての行動基準として、そういうものを持っているのか。

それから、外来者がいますよね。その外来者の中にも、今、見舞いの人の話をしました。かつて町立病院でも、ごほごほせきをした人が病室まで入ってきたような事象があって、非常に頭を痛めて、そしてそういう基準をきちんとつくる、外来者に対してはこういうことを必ず言う、そういうことが全部できてきているんですが、そういう指針をきちんとつくってあるのかということを聞いているんです

それで、申し合わせという言い方をなさるんだけど、申し合わせではどうしても落ちが出るでしょう。これはやはり人の頭ですから、だからそういうものがきちんとしたマニュアルになって、あるいは行動基準としての様式になって、初めて実効性があるんですよ。Aさんは申し合わせでもってちゃんと動いたと、Bさんは半分しか聞いてなかったから、ここはやらなかったというようなことになる、すぽんと穴があいて、とんでもないところから侵入されてしまうと、いろいろなよろしくないものにね。そういうようなこともあるんですよ。そこが非常に心配なんです。

それから、もう一つつけ加えますと、一部の考え方の方の中には、こういう感染症の

ときには、いろいろな予防ワクチンがあるから、どんどん接種していったらどうだという考え方もあるようですが、健康体、私なんかだったらいいんだろうと思うんです、私程度の体力ならね。だけれども、お年寄り、あるいは病人、あるいは半病人ということになりますと、抵抗力が弱いので、どうしてもワクチンの副作用が強く出てくるんですよ。それで、昨年でしたか一昨年でしたか、各施設にインフルエンザが猛威を振るったことがあります。そのときに何ともなかった施設と随分と被害の出た施設を見ますと、ワクチンじゃないんですよ。いわゆる行動基準というのをきちんと持っていてガードをしたところと、そうでないところではっきり差が出ているんです。

そういうことがありまして、こういうような厚労省も重い腰を上げて、今こういうことの全国調査を始めているという中で、厚岸町は率先して持っているのではないのかなと思ってお聞きしているんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（藤田施設長） 今現在、残念ながらそのようなマニュアル、きちんとした委員さん言われるようなマニュアルは整備されていないのが実情です。病院等、いろいろ整備されている施設を参考にしながら、早急に整備したいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1 番。

●室崎委員 よろしくお願いいたします。それで、早急にとおっしゃってくださったので、大変心強く思っています。めどをいつごろに考えていますか。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（藤田施設長） そうですね、6 月いっぱいぐらいには、各地のを参考にしながらまとめていきたいと。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。2 項について他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第17号 平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として、審査を進めてまいります。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出。6 ページをお開き願います。

収益的収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、2 目受取利息及び配当金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 収入を終わり、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。2 目配水及び給水費。4 目総係費。5 目減価償却費。6 目資産減耗費。

2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税。

1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出。8 ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

4 項他会計補助金、1 目他会計補助金。

6 項補償金、1 目補償金。

資本的収入を終わって、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。1 目建設改良費。2 目総係費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 次に、2 ページにお戻り願います。

第5条の企業債、第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 次に、第7条、他会計からの補助金。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 次に、第8条、棚卸資産の購入限度額。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5ページから資金計画。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

1番、室崎委員。

●室崎委員 項目の中でぴったりしたところがあれば、そこで聞けばいいんでしょうけれども、ちょっとわからなかったものですから、勘弁してください。

水に対する市民の信頼度の問題ですので、といってもそんな大げさな話ではございません。道央部分でジクロロとか何とかいう、舌かみそうな名前の物質が、だれかが原水の川か何かに入れてしまったらしいんですよね。そして、それがそこにある自衛隊駐屯地で給水を受けているものですから、そこで水の調査をしているらしくて、それでわかったということから大騒ぎになりました。その後の対応がまたよくなかったので、余計に輪をかけたようですけれども、その話はちょっとこっちへ置いて。

それで、万が一、本当に万が一変なことをやるのがいて、厚岸町の原水のところにそういうわけのわからない、舌かみそうな化学物質が入ってきたときに、厚岸町ではどうなるんだろうかと。自衛隊が一々わきで検査しているわけでもないんだしというようなことを、新聞が非常に大きく書いたものですから、あのときに、またそういう事件だったんですが、それで厚岸町ではどうなんだろうかという話がありまして、私はいいかげんな知識で、いやいや、何が入ってきたかはわからなくても、とにかくこの水は変だよといってとめる、そういうことができるようになっているはずだというようなことを言っていたんですが、こういうような一抹の不安と言っていると思いますが、ものに対しても、やはりきちんと答えておかねばならないのではないかというふうに思いますので、このあたり、こういう形でやっているから何ともないんだという話を、私のようなら覚えの者が言わなくても、きちんと教えていただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 水道課長。

●水道課長（松澤課長） 先日の新聞報道によりますと、桂沢湖の水の事故ですか、それ

に関連する部分、厚岸町の場合どういうふうになっているのかということですが、水道事業者、町としては、当然、水道を使用される町民の皆さんに安全な水、きれいな水を常時供給しなければならないという義務があるのは、ご承知のとおりかと思います。

それで、少し申しさせてもらいますと、まず桂沢湖の事故についてちょっと申し上げますと、2月19日に新聞報道があったわけですが、これは有機化合物、いわゆるジクロロメタンという物質、今回はそういうものなんですけれども、これが浄水場内の塗装工事の際、原水というよりも、浄水場内で塗装工事をやっているものに対して混入してしまったということが、古い塗装をはがすために使用される剥離剤、これにジクロロメタンが含まれているものですから、それが混入してしまったということでございます。

それで、この事故を通して一番問題となったのは、まず水を供給する側の危機管理意識だと思うんですよ、そういうものが混入する自体が大変問題です。そういう危機管理意識と、それとそうなったときのあともう1点は、住民への周知をどうするかということ、この2点に尽きるのではないかとこのように考えております。

通常、浄水場内において、厚岸町もそうですけれども、こういうジクロロメタンであるとか、こういう有害物質製品を使ったり、あるいは日常的に保管だとか、そういうことはあり得ません。それで、今回の新聞報道を受けまして、すぐ私どもも21日に各施設、いろいろ浄水場だけでなく、それぞれ農水もあれば簡水もありますので、そういうポンプ場、浄水場にそういうものがあるか、保管されているかどうかということを確認いたしましたし、まず、そういう危険性が、浄水に対してそういうものが入る危険性はないということを確認させていただきました。

それで、ご承知かと思いますけれども、門静の浄水場ですけれども、沈殿池は当然室内にありますし、それからさらには正面はシートで覆っておりまして、外部からの異物の混入を防ぐ対策は常時施しております。

それから、万が一厚岸町に、ではこういう事故が発生した際にはどうなのかということ、その危機管理の対応になりますけれども、何よりも私ども、住民の健康を守ということを当然最優先させなければならないと思っております。ですから、水道課独自の体制であります、町の災害対策本部とは別に水道事故があったときの任務分担表を水道課独自で作成しております、これに基づいて水質の改善作業であるとか、それから住民への広報だとか、こういうものを迅速にできる体制を整えているところでございます。

それで、ちょっと余談になりますけれども、今回の事故につきましては、質問者おっしゃったとおり、自衛隊の駐屯地での検査ということで、この水質異常が判明したということですが、このジクロロメタンの検査に関しては、厚岸町の場合、1年に1回の検査ということになっております。それで、1年に1回の検査ですから、仮に今日検査して何ともなかったと、でも明日入ってしまったら、では1年間、皆さん知らないで、その水を飲んでしまうというようなとんでもないことが起こることになりますから、こういうようないわゆる化学物質の混入は絶対あってはならないということですので、日常的に、先ほども申しましたが、有害物質製品を浄水場に近づけないということを徹底して、これからも作業を進めていきたいというふうに思っております。

ります。

それで、これは浄水の問題ですけれども、原水の部分になります。原水の部分については、従来、特別な対策等はやっておりません。それで、これからのことになりますけれども、いわゆるホマカイ川であるだとか、それから片無去が取水しているオッポロ川なんですけれども、ここら辺で、この川の周辺で、例えばそういう有機物を使うような工事等の計画があれば、その内容を把握すべく、各課に例えば情報の提供を依頼していきたいというふうに考えております。

それと、では現在、浄水、簡水、農水、どうなのかということにもなろうかと思えますけれども、今のところ水質の異常は、当然でありますけれども、全く問題なく、町民の皆さんには安心してお水を飲んでいただけたらということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 よくわかりました。

それで、ちょっと補足してほしいんですけれども、厚岸町でテロというのはないと思いますけれども、本当にこのごろは考えられないような行動をとる人間がいますから、100%そんなことはありませんよというのは言えない世の中になってきました、あらゆる分野でね。

それで、浄水に関しては管理していますから、今言ったような、そのところに何かをほうり込むなんていうことは、まずできないようになっていっていると思います。原水によしんばそんなものが入ってきても、現在の原水から浄水をつくる仕掛けの中で、100%全くと、PPT だか PPP とかいうようなところまで全くとということになると、それは化学的な問題でしょうけれども、少なくとも人体に影響があったり、ある可能性があったりというのの何倍かの安全率で、それは全部、いわばこし取られてしまうと。沈殿槽や、それから最終的には活性炭やいろいろな物を使って、そして有害物質や不純物を取っているわけですよ。その中でもって取られてしまうから、まず心配はないんだというふうに言っているのではないかと思うんだけど、そのところはどうか。

●委員長（谷口委員） 水道課長。

●水道課長（松澤課長） 前段のテロ等あった場合は……

（「それはいいです」の声あり）

●水道課長（松澤課長） これは私どもも、ちょっとどうにもならない部分はあるんですけれども、原水から皆さんに供給する浄水をつくる過程の中では、質問者おっしゃるとおり万全を期してやっているの、本当に安心して飲んでいただきたいというふうに思っております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第18号 平成16年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出。9 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

収益的収入、1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。2 目外来収益。3 目その他医業収益。

2 項医業外収益、1 目受取利息及び配当金。2 目患者外給食収益。3 目その他医業外収益。

収入を終わって、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。

（発言する者あり）

●委員長（谷口委員） 給与費ですね。

14番、田宮委員。

●田宮委員 この給与費の関係で、これはこの後触れるんでしょうけれども、給料及び手当の増減額の明細というのがありまして、それから下に給料及び手当の状況というのがあるんですが、給料と給与はどういう違いがあるんですか。根拠はあるんですか、これ。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 私の方からご説明をさせていただきますけれども、給与となりますと、その幅が広くなりまして、いわゆる直接支払うもの以外に、ここにもありますように、いわゆる法定福利費関係、民間でいいますと厚生年金とか、私どもは共済費の関係、そういったものを含めて、広義的に直接払う基本給や、あるいは職員手当等、それに今申し上げました法定福利費、共済関係も含めて総体的に給与費というふうに私の方では理解をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 根拠は何ですか、根拠。

（発言する者あり）

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 2 時46分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（田辺課長） お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

給与と給料のいわゆる定義づけの関係でございますけれども、この職員の給与関係につきましては、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づいて、条例で定められている内容のものでございます。厚岸町の給与に関する条例の中で、第2条で定義づけを行っているわけでございますけれども、職員の給与というのは給料、それにそのほかに扶養手当からずっと各種の手当がございます、それらを合わせまして、総称として給与という表現になってございます。

一方、その中にあります給料という部分でございますけれども、これは第3条の中で給料の額というのは、いわゆる給与表というのが条例の中でついております。基本給となるべき部分、いわゆる給与表の中に位置づけられている額、これが給料という定義づけに相なるわけでございます。

なお、予算科目上の給与費というふうになってございますけれども、これは厚岸町の予算科目における給与費の区分の中には、今申しました給料と、それから諸手当を加えた給与のほかに、先ほど病院の事務長が説明申し上げておりますけれども、共済費であるとか、それから退職手当組合の負担金、こういったものが含まれて、給与費というくくりの中に入っているという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

●田宮委員 いいですよ。

●委員長（谷口委員） いいですか。
他にございませんか。
給与費ですか。

（「給与費」の声あり）

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 5 節報酬で顧問医報酬というんですか、120万円減になっていますね。これの経緯について説明してください。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 顧問医につきましては、平成15年9月定例会の中で一般質問がありまして、実は北大の第1外科の教授に対する報酬等々の問題が出まして、その後、そのご意見等も踏まえまして、平成16年4月からは顧問医という形で委嘱を願って、月額10万円、年間120万円という形の中で、実は平成16年度の当初予算に計上をさせていただいたところであります。

その後、こちらの方から北大の方へ参りまして、実はこういう形で顧問医という形でお引き受けをいただきたいというようなお話をさせていただいたわけでありますけれども、先方さんでは大学の許可が得られないということで、顧問医については承諾できないという形になりまして、結果的には今、補正予算で出させていただきましたように、当初予算の120万円を減額させていただいた内容でございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 これは前に議会でちょっと出た、契約は10万円だったけれども、実際にずっと支払っている額は20万円だったといういわくつきの顧問料ですね。それで、今回はそれを契約どおりの10万円にしたら断られたと、早く言うと、その理由はともかくとして、そういうことですね。それで、相手方からの、かくかくしかじかの理由で顧問医契約はできませんよということを明確に意思表示を受けたのは、いつなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 3月で新年度予算を決定いただいて、その後、5月の末だったというふうに思っていますけれども、その段階でこちらの方から出向きまして、実は3月のときは同時に条例も改正していただきましたので、それに沿って顧問医という

形でお引き受けをいただきたいという話は、5月の末だったというふうに記憶しております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 先ほど別のところで、9番委員さんが指摘をしていたのと同じような話になってくるわけですが、相手方からの意思表示があって、それで明確になったのか、それともなおこちらとしては、まあそう言わずに、まあそう言わずにとずっと言い続けてきたのか、いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） その5月の末の段階で、お引き受けできないという形の中では、私としては、これ以上進められないという判断をさせていただきました。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 予算編成上の問題なんですけど、やはりそうなれば不用額で早く落とすべきではないかと思うんですよ。今までずっとそれをつけておいて、ここで落とすということになりますと、結局このお金は寝かせてしまったわけですからね、予算帳簿の上でね、それはやはり予算編成上としてはよろしくないんじゃないかと。やはり補正というものがありますから、明確にこれはもう不用額で落とすということがはっきりしてしまったのなら、なるべく早く措置をすべきものではないのかと思うんですが、そのあたりのご見解を。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 一般会計と若干、企業会計が違いまして、お話のとおり、この120万円を違う方への事業とかに展開できないという問題もございましたし、加えて、私どもは提案説明の中でも申し上げましたように、いろいろな特別にかかった費用も含めて、町からの財政支援も含めて、実は12月の段階で補正予算を出させていただきました、この問題も含めて。しかしながら、財源的な問題も含めて、もう少し検討をさせてほしいということで、3月補正というところで、実は12月には直接関係ある部分の最低限の補正予算しか計上できなかったと。そういう補正予算の編成作業といいますか、そういう問題もございましたし、今申し上げたように、この120万円を違う事業に振り向けるというような一般会計の形と違うということについても、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 わかります、一般会計と全く同一に論じるわけにはいかないというのはわかります。それと、今回それと別のいろいろな事務上の事情もあったということであるなら、それはわかるんですよ。

ただ、あるべき方法としては、やはり明確になったところでもって予算上明らかにしていくということは必要ではないかと思うんですがね、その点はいかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） やはり本来の姿としては、ご指摘のとおりだというふうに考えていますし、これからはそういった、ある意味ではこれまでの議論の中で出された問題でありますから、そういった意味では、きちっとした報告も含めた予算の措置、合わせた予算の措置が当然必要になってくるというふうに思いますし、これからはそういった意味でのきちっとした対応をさせていただきたいと、そんなふうに思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

9 番、松岡委員。

●松岡委員 委員長、ちょっと経費の方にも入りますので、臨時医師の報酬、出張旅費、そんなことも含めますので、ひとつご了承願います。

●委員長（谷口委員） はい、どうぞ。

●松岡委員 臨時医師の賃金が971万1,000円追加されて、1億4,377万8,000円であります。それと、また経費の方で出張医の旅費が10万5,000円減額されて、当初予算571万5,000円から10万5,000円を引くと561万円の旅費がかかっていると。ここでちょっとお聞きしたいんですけども、延べ人数何人でこういう金額になっているのか、賃金と旅費、それだけですね、この出張医にかかっている経費というのは。そのほかにもありますか。今のところこれしか見当たらないんですけども、これについて、延べ何人でこういうふうになっているのか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） まず、賃金についてご説明をさせていただきます。

今回補正いたしますのは、札幌医大からお願いをしております循環器内科、これは毎月第2、第3の金曜日をお願いしてきたところでございます。それから、釧路労災病院から、これもまた月2回、脳外の先生が来ていただいている、それから透析関係で毎月1回、札幌から来ていただいている、そのほかに平成16年4月から札幌医大の地域医療

総合講座から2名の地域医療を専門に学んだ若い医師をお願いしてはいますが、この医師の指導や、あるいは内科医の学会出張のときに医師不足になりますから、これらの応援等に要した経費で、これが592万5,000円ほどございます。そのほかに、看護師の産休代替等の臨時関係で300万円程度の支出、こういったものが今回の補正の内容でありまして、今申し上げたこういった意味では、臨時出張医というのは、そのほかに土・日の当直、診療、こういったものが月4回のときと月5回のときがございます。

こういったものを合わせますと、総額で延べ110名の人数になっているということでございまして、これらにかかる旅費も、今、精査をしまして、最終的には当初予算でこの辺は全体の旅費、交通費の中でやりくりをさせていただいて、結果的には出張医関係では10万5,000円の減という形になったところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 そうすると、臨時医師の賃金というのは、ここに示されているとおりに総計1億4,377万8,000円、これが110人で賃金ですね。そういうふうに理解していいんですね。

それから、旅費は先ほど言いましたように、当初予算を571万5,000円組んで、今回10万5,000円の減額ですから561万円と、こういうことになるわけですが、これを110人で割ったらどういうふうになるのか。1日当たりの大体の賃金が一体どういうふうになっているのか。

そこで、ちょっと私ここで聞きたいことは、果たして常時といいますか、ちゃんと給料を払って、もし雇えるものなら雇った方が安く上がるのか、それとも高く上がるのか、そこらあたりはどういうふうに考えているのか、それを聞きたいわけですよ。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 私の説明がちょっと不足して申しわけございません。この賃金の総額の中には、出張医もありますし、それからうちの嘱託職員の分も含まれていますし、あるいは非常勤職員も含まれていますし、また臨時職員も含まれた総額であります。

そのほかに、今申しました短期の今ご指摘のと通りの月何回か来るほかに、北大から来ている外科の常勤の医師なんですけれども、1人についてはずっと1年間通しているんですけれども、もう1人の若い医師は3カ月ローテーションで年間4人になっています。この方も賃金として支払っておりますので、そういう意味では総額1億4,377万8,000円になってくるということですので、この出張医だけではないということについてご理解を賜りたいと思います。

また、今ご指摘がありましたように、確かに1日来てもらおうと臨時医師については8万5,000円、釧路からの脳外については半日間ですから5万円程度なんですけれども、やはりそういう意味では、今、松岡委員さんが言われるとおりに、出張医師に頼ること

なく常勤の医師がいた方が、やはり医療を受ける側の方にとっても一番いいというふうに思います。

ただ、これも医師は年齢給でありますから、やはり私ぐらいに年をとりますとかなりの金額にもなると。若い人については、やはり結構安くなってくると。この辺は非常に、どういう形をとったらいいのか難しいところがありますけれども、やはり地域の皆さん方が、患者さんが安心して医療を受けられるということになりますと、やはり常勤の医師が、そういう意味ではいいのではないのかなというふうに考えていまして、なかなか費用対効果で単純には比べられない難しさがあるかというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 9 番、松岡委員。

●松岡委員 大体、非常に高くつくとも言われなし、あれはあるんですけども、やはり町民感情、患者感情からいけば、やはり常勤していてもらいたいと。実は、この間、事務長のお世話で休会中に病院に行ってきたんですけども、今、初めて若い女の先生に、ハヤシさんと言ったかな、に診てもらったんですけども、その人も近くいなくなるという。これでは、私も患者の一人として考えるんですよ。全く信頼できないんですよ。もう私、これで町立病院の医師 3 人目なんです。一番最初にいた池田先生は、ずっと昔からかかっていたものですからあれなんですけれども、その後こうやってころかわられると、何を言われてもさっぱりわからないというか、経過もわからないだろうし、そういうことでは信頼ができないわけですよ。そういう町民感情もあると思います。

それに、やはり病院会計が非常に厚岸町の財政を圧迫していることは、もう既に今までの論議の中でも、また町長のお話の中でもわかっているわけですから、やはりそういった事柄を、医師確保ということに全力を尽くすべきだと思いますね。病院のいわゆる財政を少しでも健全化するためにも、これはもうそれこそ町民全員が、職員全員が、あるいは議員も含めて、一丸になって、やはり医師獲得に努力すべきだと、こう思います。実際に高い賃金を払って、そして何ぼ有名な医者かもしれないけれども、安心できない医者に、いや、すぐ今けがして、今診てくれというなら、それはいいですよ。私みたくもう十何年も、私、手術したのが平成元年ですから、丸 16 年かかっているわけですね。かかっているということになれば、やはりそういった信頼の置ける先生に診てもらいたい。診てもらいたいし、恐らく患者の皆さんもやはりそういう考えがあると思います。

いい悪いはともかくとしても、今、北海道新聞の中でもって、浜中の道下先生が本を出していますね。あれを、まだ読んだことはないんですけども、読んでみたら、感激して自然に涙が出てくるなんていう読者の声もあります。そういったことが、やはり地域医療の大事なことだと思いますし、そういう面で、やはり町長を筆頭にして、全町民が医師獲得に努力していく、そういう姿勢をやはりつくっていくべきだと、かように思います。いかがなものでしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） 今お話がありました。1つは、ご案内のように、平成16年、昨年の4月から何回か議会の中でも報告をさせていただいておりますけれども、実は札幌医科大学の地域医療総合講座から、総合医を勉強してきた医師が今2名、当病院に勤務させていただいております。やはりそういう意味では、地域に根差した医療の勉強をしてきておりますから、患者さんの扱いが非常にやはりすぐれているというふうに思っています。

今回、今、松岡委員さんが、また4月にかわるんだなと。それで、今までなかったことなんですけれども、この4月にかわる方は、この4月にまた新しく同じ講座の方で交代するんですけれども、この交代期間1カ月間ダブらせて、患者さんをきちんとやはり引き継ぐということが今回、私、病院2年目にしかなりませんが、今までにないような医師の引き継ぎが行われると。ですから、患者さんにとってみれば、安心して医師同士でバトンタッチができているんだなというふうに思っているところでございます。

今まで、やはり病院の医師の確保につきましては、とにかくもうだれでもいいと、とにかく来ていただきたいというところから出発をしていました。ですから、私もこの2年間担当させていただきましたけれども、いろいろなやはり苦情とか問題が出されました。そう考えますと、厚岸町にとってどんな医師が必要なのか、こういった基本的な考え方が示されないまま、ただただ医師が欲しい、医師が欲しいというような状況が長い間、続いてきたんだろうというふうに思っています。

そういう意味では、ようやくここに来まして、今申し上げた我々が望んでいる地域医療、本当に地域医療、地域医療と言いますけれども、地域医療を専門的にやっておられる講座の方から、安定的に医師が派遣されるように昨年の4月からなりましたので、これからはやはり町立病院は、理念にもありますように、患者さんに優しさと安心と良質な医療を提供するという方針に従った医師の確保を目指していくということの出発点がようやくできたというところでございますので、そういった意味では、本当に信頼される病院を目指して、そして厚岸町が目指している必要な医師の確保に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 やはり、腕はどうでもいいとは言いませんけれども、技術よりも何よりも、その町に溶け込んだ人間的な、そういう医者が必要ではないかと思うんですよ。そういったことが、腕がどうでもいいなんて言ったら怒られますけれども、腕よりも何よりも、やはりその町民に溶け込む、そういう医師が一番病気も治るのではないかなと、そういうような気もいたします。道下先生の本は読んでいないけれども、あの人は30何年ですか、そういうことでもって地域医療をやってきたわけですが、これはやはりあの人の人徳といいますか、人柄といいますか、これらが浜中の町民に認められたと思うんです。そういったことが、やはり地域医療に必要なことではないかと思いますし、前にずっと昔、岩手県の沢内村ですか、あそこを視察したんですけれども、やはり小さな村

ですけれども、あその病院は全部一軒一軒全戸の人数を把握して、あそのお兄さんはこういう性格のあれでもって、こういう病気を持っています、全部、病院に備えつけております。小さい村だからそういうこともできるんでしょうけれども、やはりそういったことが地域医療に溶け込む、都会の医者と違って、地域に溶け込む一つの要素ではないかと、かように思うわけであります。

そういうことから、ひとつ何とか医師を安定的に確保して、そして病院の運営を円滑にしていこうように今後も努力していただきたいと、かように思います。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

地域医療で、地域病院で一番大きな悩みは、医師の確保でございます。議会でも何回も医師の確保についてご質問をいただいておりますところであり、また開設者といたしましても、それにこたえるべく医師の確保に全力を尽くしておるわけであります。

ただいま事務長からお話ございましたとおり、以前の医師確保といいますのは、松岡委員もご承知だと思いますが、残念なことに、個人からの町立病院で働きたい、また当方においてはインターネット、さらにはまたそれぞれの広報紙を通じて募集をいたす関係にありました。事実、来てみなければわからない、どういう医師であるのかというような状況の中で、採用をしておったわけであります。

しかしながら、今日、おかげさまですばらしい体制ができたと思っております。といいますのは、確固たる信頼できる、信用できる病院であります。すなわち北大、札幌医大からの紹介で外科、内科が成り立っておるわけであります。そういう意味において、開設者としても大変、医師の確保については安心をいたしておるわけであります。

しかし、半面、今ご指摘がございましたとおり、定着率が悪いことも事実でございます。そこに患者と病院との信頼関係が揺さぶられる点もあろうかと思いますが、しかしながら継続性の中で、医師が確保される体制ができているということでございますので、今日いろいろな医師がおりますが、私といたしましては、ようやく厚岸町立病院も信頼できる、どの自治体も今大変なんですけれども、厚岸町はまあ恵まれた中での医師確保ができるようになったなと思っておるわけであります。

今後とも患者の信頼、町民から厚岸町立病院はすばらしくなった、そういう病院にさらに努力しなければならない。今日、先般からお話ございましたとおり、今日の町立病院の経営状況、大変であります。幾らかでも赤字を解消するための健全経営に努力もしなければならない事態であります。それについても、やはり何といたっても医者であります。そういうことで、開設者といたしましても、よい医者、そしてよい治療、医療ができる町立病院に、なお一層頑張ってもらいたいと、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●松岡委員 いいです。

●委員長（谷口委員） いいですか。

給与費、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 目材料費。3 目経費。4 目減価償却費。5 目資産減耗費。

2 項医業外費用。1 目支払利息及び企業債取扱諸費。2 目医療技術員確保対策費。3 目雑損費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 次に、2 ページにお戻りください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4 ページは資金計画。5 ページから8 ページまでは給与費明細書。ございませんか。

1 番、室崎委員。

- 室崎委員 委員長、申しわけありません、ちょっと広がるので勘弁してください。

出ていないものを聞くというのは非常に難しいことでございまして、何らかの関連のあるところでないといけないので、そういうことでなんですが、給与費明細書が出ておりますので、医師給与というところが別表になっておりますので、前回の議会のときに私、大分お聞きしたことについて、今回は何の応答もないという関係でございまして、お聞きをさせていただきたいので、よろしくお願いします。

前回の議会で、給与の削減、これは給与なんですね、の話が出ておりまして、こういう緊急事態、大変な事態に対処するために、全員が打って一丸となって対処するため、またその痛みもみんなでおうじゃないかと、そして頑張ってやっ払いこうと、平成17年に限り10%の削減を行おうということを言っているその口から、あれは例外ですという話が出てきたわけですね。それが医師給与については、これを除くという話でございました。

それで、これは職員の士気ということからいっても問題ではないのかという趣旨で私はお聞きしましたが、助役は、いや、この財政状況の大変だということは、医局に出かけて行って説明もしている、医師もみんなわかっていると。ただ、いろいろな兼ね合い、いろいろな要請があつて、まだちょっと精査しなければならないので、今回は間に合わなかったと、1 月の中ごろに入って、もう一度また話し合っていくんだというお話でしたが、あれからこの3 カ月の間、どういう話し合いが持たれて、どういう方向が出ているのか。結果は今回、条例の変更は上程されておられませんので、結論が出なかったのか、それともこれはやらないよということで結論が出たのか、経緯について説明をいただき

たいわけであります。

●委員長（谷口委員） 助役。

- 助役（大沼助役） 実は、あの後、院長と何度かお話し合いをさせていただきました。それで、院長から、それ以前の12月、職員の給与の引き上げをするときに、職員はこういことをさせてもらうということでお話をして、ついでには病院の経営状況からいっても、医師の給与についても、しかるべき措置を考えたいんだということで相談をさせてほしいという形で相談をさせていただきました。

それで、実はいろいろこれまでの間、厚岸町の町立病院の医師給与というものがどういう位置づけにあるかということ、全道の、厚岸町は98床のベッドを持っていますから、同一程度のベッドを持っている公立病院の給与の実態というものを調べさせていただきました。それと、現在、給与条例で定まっている医師給料表のこれまでの経過というものも調べさせていただきました。

実は、医師給料表を設定したのは昭和53年に定まって、55年に一部改正をして、それ以降、医師の給料表というものはさわってきておりません。といいますのは、これも当時の担当されていた方、あるいは当時の書類を全部引っ張り出して調べてみたんでありますけれども、医師を確保するために、医師側からの条件というものが、当時何か医師確保のためにお願いをしていった段階で、いろいろ医師側の方から条件といいますか、例えば手取りで幾らを保障してほしいというような言い方をされて、それに見合った形で税金ですとか、いろいろ計算をして給料表をつくったというような経過もあったようであります。それで、それらがずっと昭和55年から、この医師の給料表の改定をずっと見送ってきたという経過がありました。それは例えば職員が人事院勧告に基づいて、何%何%という給与改定をしたときにも、医師給料表についてはさわってこなかったという経緯がございました。

それから、先ほど言いました道内の同一レベルの公立病院の医師給料表の実態調査というものもさせていただきました。これも非常に難しいのでありますけれども、例えば年齢によって大きく、例えば厚岸町の町立病院の場合は、若いときは低いんだけど、年齢を重ねることによって上がり幅が急なカーブをします。ほかの病院は若いときから高く、年齢、経験を積んでいっても、そんなに上がり幅がないでありますとか、それから例えば釧路市の市立病院も調べさせていただいたんですが、これは600床を持っている大病院でありますけれども、では院長の給与と厚岸町の98床の院長の給与とどうなんだというふうに比較したら、ベッドの数から比べますと、市立病院の院長先生の方が格段に安い。

これはどういうことかという、やはりそこに暮らすといいますか、少なくとも20万程度の市の市立病院の院長であるというステータスみたいなものもありますし、それから暮らしやすさという部分もありますし、人口1万2,000人の町で暮らすメリット、デメリットというのもいろいろあるんでしょうけれども、そこにお呼びできるような体制に、そういう社会的なバックグラウンドがあって、そういう給与体系になっているというようなこともおいおいわかってきて、しかもこれらは昭和55年からずっと据え置きを

させている給与体系でもって来ているものを、今ここでさらにそこから10%を引くんだよということになりますと、一般職員の場合と一緒にあって、一緒のベースで考えるのは少し無理があるということでありまして、これはまだ院長としかお話をさせていただいておりませんので、それらの状況等を、今、院長には説明をさせていただいて、院長の段階ではもう少し検討してほしいというお返事と、それからできれば、今、医局から派遣されている先生方の医局の理解も得る必要があるのではないかというふうなお話をいただきました。

そういうことがありまして、医師給与については、今ちょっと棚上げの状況になっているというのが実情であります。それで、これをやっていく最中に、給与とは別で、今、補正予算、それから新年度予算をこれからご審議していただくわけでありますけれども、病院の経営そのものが、単年度の赤字、累積赤字というものがどんどん膨らんできているという状況でありまして、それらの対策というものを先に進めるべきであるということで、この医師の給与については、ちょっと今、棚上げにしているというのが実態でございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 もろもろの理由はわかります。かつて、厚岸町立病院の院長であった方で、今、隣町にいらっしゃる方が私に言ったことがあるんです、25年ぐらい前。当時は、そのときの前の町長だったかな、大学の医局の扉の前に、それこそ丸一日座り込んで、そして初めて教授に面会してもらった。それで、これはその大学でも一つ話になったそうですが、それぐらい医師を確保するのが大変だった。それで、とにかくお金を出すと、言うとおりに出しましょうと。だから、税金で持っていかれるものも何もかにも保障して、私の手元に入るのだからこれだけ下さいと今、助役がおっしゃった。そうすると、はい、わかりましたとやらなければならないような時代もあったわけですね。そういう状況を、そのお医者さんは言っていました。田舎に行けば行くほど、使命感か金もうけかどっちかの極端でしか医者が来ない。そのときに、お金だけを出しているということでもって何とか確保しようと思っても、問題は解決しませんよと。

たまたま、ちょっと私ごとで申しわけないんですが、私の母が重病になりまして、あれは4週間ほど町立に入院して死んだんですが、そのときに本当に親身になって、あのときは3人のお医者さんで町立病院はやっていましたが、その3人が、だれの担当ということがこっちにわからないぐらい3人とも一生懸命になって患者をチームで診ているんですね。そして、そのときの院長が、そういうことで私、院長室に相談やらお願いやらで行っているわけですよ。そして、いろいろな話をしているときに、そういうことを言っていました。

たまたま、それはこの近隣の町の原野の山の中で子供が引きつけを起こして、ある程度の市街地の診療所に来ただけけれども、たたいてもけっ飛ばしても起きてくれないんだと。それで、そこの前の公衆電話から町立病院に電話が入ったんです。そうしたら、その院長がたまたま、そのとき夜でしたがね、8時ごろだったかな、私がいまして、すぐこっちへ走りなさい、まだ間に合うからと言って、今それを待っているところでの話

でした。そういうような話を聞いて、若い私は感激したんですけれどもね。ちょっと今の助役の話を聞いていて思い出しました。それで、厚岸町の医師給与表というものは、そういう時代にできたものをずっと引きずっているんだと、ある種の感慨を持ちながら今聞いておりました。

そういうもろもろがあるかと思います。いまだにやはり僻地になればなるほど、人口20万のまちよりは1万2,000の町の方が、お医者さんに来てくださいというときは不利だということも、そうだと思うんです。ただ、すべての町がお医者さんが来ないわけではないんですよ。結局その町の、先ほど担当の事務長が言っていたけれども、どういう医療を自分の町がやりたくて、どういう医師を必要としているのかが明確にならないところには、地域医療を一生懸命やろうとするお医者さんは来ようとはしません。これは助役はよくわかりだと、町長だってよくわかりだと思うんです、そこで一番苦労しているわけですから。

それで、というようなもろもろの話と今回の17年度に限り10%云々というのは、ちょっと次元が違うんじゃないかと思うんですよ。町長が答弁で前の議会でもおっしゃったように、職員組合とも何回も話し合った、そしてこういう非常事態なんだからということで、みんなでこれはまあしょうじゃないかということで、10%の削減をしようと言ったのは、これはいわゆる緊急事態に対応する、緊急避難という言葉は決してこの場合には余り当たらないんですが、いわゆる非常時対応ということですよ。そうすれば、それは今、助役がおっしゃった医師給与体系というものの抜本的見直し、それはそれでおやりになればいい。今回の10%は、みんなでもってしょってくれということは言えるんじゃないかと。

それで、先ほどの前に教育委員の10%云々が出たときにも、似たような話が出たんだけれども、いろいろな理由はあると思うんですよ、独立行政委員会だとか何だとか、あるいは医師についてはこうだと、あそこにはこうだと。でも、それを言い出したらいろいろあるんです。だけれども、今回の場合には、職員だって町長の声涙ともに下るその話を泣いてのんだのは、やはりこれは緊急事態だから、みんなで協力しないと厚岸町はやっていけないんだという、その緊急事態に対応するということでやったんじゃないのか。ところが、ふたをあけてみたら、各論に入ったら、あそこは別、ここも別ということになったのでは、これはその気持ちに対処できるものではないんじゃないかと、そういう気がするんですよ。

今、若狭町長にリーダーシップというものを町民は望んでいます。それは、まさにこういうときに発揮されるべきものではないのかと。命令的にやれないのであったら、よく相談して、そういう気になってもらうというようなこともリーダーシップです。そういう意味で、今回の医師の給与は棚上げですということについては、私はなかなか納得できるものではない。

それから、病院のあり方ですね、そういうことで問題にする、それから給与体系で問題にするのであれば、やはりもう一つ考えなければならぬのは、コ・メディカルのいわゆる医師以外の給与体系も、これは考えていかなければなりませんよね。でも、それと今の10%云々というものを一緒にしてしまったら、これは百年河清を待つということになると思いますよ。いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） 私どもは、今ご質問者がおっしゃるとおりというふうに考えて、医師の給与に対しても、ご相談を申し上げたという経過であります。

先ほども申し上げましたけれども、医師の確保のためには、結局、医局等々と相談をさせていただきながら、地域に出向いていただいているというのが実態でありまして、そこ等の理解が、それ以前の医局等との面談で、厚岸町の医局のお医者さんの給与というものが決して高くはありませんよという指摘を受けていたというようなことがございます。それから、医局の同期のスタッフの中では、地域を考慮したときには、厚岸町の給与というのは高くないんだというお話をいただいて、そういうような背景がありまして、なお実態というものを我々もきちんと精査する必要があるしということで、今の状態に至っているということであります。医師給与というものを、こういう経済情勢を訴えながら、一方的に切るということは、その後の医師の確保という問題を考えたときには、慎重にすべきであるという判断で現在に至っているということをご理解をいただきたいと思います。

それらの経過等を踏まえて、今後さらに、ただ医師を除く医療スタッフの中の、これは一部でありますけれども、年間を通して働いていただいているお医者さんについては2,000万円を超える給与を支払っていて、実際にそれだけ医師として、あるいは病院のリーダーとして、そういうような仕事をしているのかというような話が、医師以外のスタッフの方から、実はどんどん聞こえてきているわけであります。それはどういうことかということ、やはり先ほど言いましたコ・メディカル、パラメディカルというんですか、コ・メディカルというんですか、その方たちも、2,000万円払っても3,000万円払っても、きちとした仕事、医者としての仕事、それから町民の皆さんから信頼され得る仕事をしているんだしたら、これはもうやむを得ないんだというような声も聞かれてきているのが実態であります。

そういうような意味合いからも、ちょっと詳しくは申し上げられないんですが、別の角度で切り口を持っていないと、この給与の10%カットだけの問題では済まないのではないかというふうに考えておりますので、そういう動きはもう既に始めているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 いや、私が言おうかな言うまいかなと思っていることを、ずけずけと助役が答弁の中で言うので、そこまで考えていらっしゃるんだなということで、大変好ましく思っております。

今、町立病院で一番給与を取っている方は、手当を合わせて2,660万円何がしだそうですね。それで、一番少ない方で1,500何万円でしたかな、そのぐらいだというふうに聞いています。随分差があるものだなと思いましたが、それは年齢給のそういう、要するに下が低くて、上になるほどぐんと上がるという、ちょっとカーブのつけ方が、サイ

ンカーブとコサインカーブとよく言うんですが、ちょっと違うんですね。そういうあたりを、これから見直していかなければならないという作業は当然だと思います。

ただ、これは決して押し問答を何遍もやる気はないんですけれども、今回の非常事態に関して、医師が全くおつき合いをいただけないというのは、やはりいろいろな意味で士気にかかわるのではないかということは、率直に声として私も入っております。それで、私自身もそうだろうなと。総論と各論が違うと言われたときに、なかなか答えづらくなってしまうという部分がございます。

ですから、まさにその部分だけで解決するのではないというのは全くそのとおりで、これは本筋ではありません、病院改革のね。だから、病院改革の本筋はきちんとやっていただきたいわけです。それで、医局ともそういうことを含めて、やはりもっともっと胸襟を開いた話をどんどんしてもらいたいわけですよ。特に今、担当者の方から話を聞いていますと、地域医療ということをうちは専門なんですよというところからの派遣をいただいているということになるならば、そこからまたいろいろなヒントも出てくるだろうと思いますので、それはそれでどんどん進めていただきたいということなんです。

それで、何となく質問がエールのようになってしまって申しわけないんですが、やはりどうしても職員と同じ10%でなければだめだとか、あるいはどうしてもこれだけこうしなければだめだとかということではなくて、この財政状況というものを理解しているんだと、お医者さんを含めて、やはり思って、みんなが一丸となれるやり方はどうなのかということです。このことはやはりきちんと理事者として態度を明確にしていくべきだろうと思いますし、それからもう一つは、昭和55年から同じだから仕方がないんだというような種類の話ではなくて、今言ったように、最高額を取っている人が、実際に本給だけではなくて、いろいろ足せば2,660万円もらっているんだということを町民が納得できるような病院なのかどうかということ、そのことを含めて、やはりきちんとしたものを示していかなければならないというふうに思います。

それで、もう一度、何遍も繰り返して悪いんですが、今回の非常事態に対処するためのものに、医師が、おれたちだけは知らないよと言っていると思われるようでは、彼らにとっても大変だろうと思うんですよね。そのあたりで、もう一度お答えをいただきたい。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） 私が直接お会いしているのは院長だけではなくて、ほかのお医者さんとも何度かお会いをさせていただいて、職員のこういう状況というものはお話をさせていただいております。若い先生の方の中には、給与の問題ではないんだと言っているお医者さんが何人かいらっしゃいます。すばっとやってくれと言っているお医者さんも中にはいらっしゃるということを、ご紹介をさせていただきたいと思います。

その上で、やはり今回、全体なものにすばつといけないという理由が、これからということも背景に頭に置いておかなければならないというようなこともありますし、それから何よりもいろいろな病院の問題が惹起したときに、15年4月1日に病院の運営の基

本理念というものを町長名で立ち上げさせていただいたと。その基本理念というのは、病院のスタッフ一丸になって、こういう病院であるべきだということを考えていただいて、先ほど事務長、それから町長の方からも言いましたけれども、地域の皆さんに信頼される優しい病院であらねばならないということをやってきたはずなのに、残念ながら、町長のところに毎日のようにクレームの電話やら文書やら入ってきているというような状況。

それから、コ・メディカルと言いましたけれども、お医者さんの対応の後始末をその方たちが一生懸命やっている、ところがそれが医者にはきちんと伝わっていったりいっていなかったりということが現実問題としてあるというようなこと。それから、ある医者のクレーム処理を別のお医者さんがやっている。それで、そのクレームをいただいているお医者さんの方は、私は1人を何分で1日何人診てというような、消化することだけを考えて、実際に患者さんに対するケアだとか、先ほど松岡委員もおっしゃいましたけれども、心が通じ合えるような体制になっているのかというようなもろもろの話が聞こえてきていますし、町長も実際に現場に出向いて行って、職員の皆さんからそういう話を聞かせていただいたりなんかをしております、さらにはこういう話も伺いました。

これから来ていただくお医者さんなんですけれども、これはちょっともう今となっては、いい手があるのかどうなのかというのを別に考えなければならないんですが、例えば医師住宅というものが、あそこにあれだけきれいなもので完備していると。ところが、あそこに医師を隔離しておいていいのか、もっともっと地域に出向いて行って、地域の実態がわからないと、地域医療なんていうことはできっこないと言っているお医者さんも、実はおります。その方は間もなく来ていただけるということになっておりますし、そういうようなもろもろのことを含めて、病院の経営も大事でありますし、後ろの方では国保も赤字なわけですから、地域と一体となった健康づくり等々というものをきちんと考えていかなければ、片方だけよくなればいいんだというようなことでは、この町は済まされないだろうというふうなことで、そういうお医者さんにもきちっとそういうことを話をして、それから病院スタッフにも、そういう状況を理解していただくという作業は今後も積極的に続けてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 いいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 総体的にございませんか。

3番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、総体的でございますけれども、特に収入の関係、病院の運営にかかわることなので、ちょっと広がりますけれども、ご了承いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

●委員長（谷口委員） どうぞ。

●南谷委員 正直言いまして、いろいろ皆さんのご意見を拝聴させていただきました。16番の竹田議員からも一般質問で、病院の存続までご意見を拝聴させるぐらい、今回、議案第18号 厚岸町町立病院事業会計、この補正予算につきまして、私は物すごい衝撃を受けさせていただきました。

入り込み数、去年の3月に計画をつくる段階でも、まず病院会計というものはという云々の計画の数字は、若干多目というご説明をいただきました。しかしながら、現時点でのこの数字というのは、入院、外来合わせて3万4,000人の減、約30%落ち込んでいる……

●委員長（谷口委員） すみません、これは2条で質問するようにお願いしたんですけれども、どうして。

●南谷委員 いや、あとがあります。この問題については聞かないです。そういう実態だということで、すみません。

さらに、医業収入についても3億1,100万円、このような数字の落ち込みだと。そうしますと、私が考えるには、3億1,100万円収入が落ちるわけでございますから、今年度、年度末で相当に収益が厳しいものになるだろうと。

先ほど来、それぞれ委員の皆さんから、この収益の状況をかんがみ、いろいろなご意見を出していただきました。私なりに判断をずっとしておったんですけれども、どうしても判断をしていく上で、やはりそれぞれ病院会計というものが事業を遂行される上で、この原因というものがはっきり理解できないんですよね。なぜ入り込み数が3割も減ったのか、そしてそのことによって、その原因、さらには収益がこれだけ下がる。聞いていますと、お医者さんが原因しているんだと。本当にそれだけなんだろうか。非常に私は病院会計については、まだ勉強不足で、理解しがたいものがあるんですが、先生だけの答弁では、私はなかなか理解ができないわけでございます。

今後の問題は、予算のところでお聞きするにしても、少なくとも過去からいろいろ億単位で一般会計からの繰り入れがされてきていると。今回、本所会計というんですか、一般会計の方も非常に厳しい中で、償却と規定のものしか病院会計にある程度刷り込まれていないと。過去はもう少し地域医療のために、クリアをするための負担をされてきた、こんな状況にあったと思うんですよ。それで、いろいろ協議をされて、平成14年以降今日まで今のスタイルをとってきた。ところが、私の感じるところ、実際に医療制度の負担が大きく変化をしてきているのではないのかなと。結果として病院会計に今年度、この報告書でもマイナスの8億600万円という、資産の部ですか、貸借対照表でも現時

点ではこのような大きな数字になっている。これらの原因、やはり物事を判断していく上で、きちんとした原因の追求、そしてそれに向けて対応策を、数字に基づいたきちんとした整理をしていかなければ先に続かないのではないのかなと。ただ、お医者さんが悪い、これでは僕はやはり何といっても理解ができないわけでございます。

ですから、再度、簡単でいいですから、病院として、町側として、どのように原因をそれぞれとらえておられるのか、この辺につきまして、よろしくお願いします。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（古川事務長） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

一般質問の竹田議員の中でもお答えをさせていただきましたが、大きな累積赤字の要因の一つに、繰り返しになって申しわけございませんけれども、病院としましては、1つには一般会計からの繰入金が増加をしてきたということでございます。平成9年、10年、11年、12年、この段階では5億4,000万円、5億6,000万円、5億8,000万円、4億5,000万円という数字の繰り入れがございました。これはすべてその総額を収支の中で使っていたわけでありまして。これが平成13年度から一般会計の方で財政が厳しくなってきたということで、繰り入れ基準のみに限定されまして、病院への繰入金がなされたわけでありまして。

16年度は総額で2億9,000万円ほどいただいておりますけれども、実質この収入と支出の方のいわゆる収支の会計には1億8,500万円程度しか使えない。残りの1億1,000万円はどこへ行ったんだということ、ご説明しましたように、元金償還の会計の4条会計の方へ、そっちの方も赤字なものですから、留保資金が底をついていますから、2億9,000万円をもらっても1億1,000万円ほど振り向けなければならない。実質、収支の会計の中では1億8,500万円しか使えない。この中から企業債の支払利息を9,100万円ほど払いますと、実質9,000万円しか運営資金が出てこない。これがやはり大きな赤字の問題であります。こういった繰入金が年々減少するということが1つであります。

もう一つは、やはり患者の減の問題がございますけれども、これは一般質問の中でもやりましたが、特に外科の落ち込みが非常に大きいものがあります。これに関して、内科は健闘しているわけでありまして。平成13年度と比較をしますと、平成16年度では内科では入院患者は逆にふえています。外来患者は9,000人ぐらい減っておりますけれども、逆にこれら2つを合わせた収益では、8,500万円程度、13年から見ると内科はふえているんです。

一方、外科につきましては、2億円ほど収入が減ってきています。それは、外科の手術の報告もさせていただきましたけれども、最高で140件のころ、やはり外科は手術をしなければ大きな収入は得られないということが如実に明らかになってきました。

こういった問題とあわせて、一方ではもう一つの原因としては、小児科が平成14年度、年度途中で休診をせざるを得なくなりました。この間9,000人ぐらいの外来を診ていましたけれども、大体5,000万円、6,000万円近くの収入がやはりなくなってきたというのが大きな原因でございまして、そういった意味では、患者数が減っていることも確かであります。

一方、多くの繰入金をいただいておりますけれども、今申し上げた9年、10年、11年、12年、しかしながら経費も結構かかっているわけですね。ここ二、三年の中では、一方では経費も節減しよう、職員も退職しても何とかやりくりしてやっていこう、それからご批判もいただきましたけれども、経費だけを見ると一部委託をしていく、そして経費の節減も図る、こういったことは一方でやっておりますけれども、そういった問題も含めて、この3つが絡み合いながら、こういった大きな累積赤字になってきたというところでございます。

それから、ご質問の冒頭でもありましたけれども、3万4,000人減の3割減というお話もありましたけれども、ご案内のとおり、平成16年度、17年度もそうですけれども、当初予算をつくる場合は、まず歳出を決めます。それで、歳出に見合うだけの収入をつくって、収支のバランスをとらなければならないという苦しさがございます。そういう意味では、患者の数もふやして収入もそれに見合うようにしていく、そういったところから、結果的には大きな患者減を最終補正では見込まなければならないという苦しさもありますので、ご理解を賜りたいと思いますし、そういった意味では、まだまだ大きな患者減の問題もございますけれども、そういったいろいろな要素が加わって、今日の累積赤字になったというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(「3番」の声あり)

●委員長（谷口委員） ちょっとすみません、本会議開会のため暫時休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時47分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

3番、南谷委員。

●南谷委員 竹田議員が質問されました一般質問と大体ほぼ同じような答弁だったなと理解しております。と申しますのも、私、本当に驚きました。非常にこうなっては困るなという思いで、昨年の12月にも病院会計について強く意見を述べさせていただいたわけでございますけれども、本当に大変な事態になったなという理解をしています。

そこで、お尋ねするんですが、町長は先日、竹田議員のときに、実は病院の方から体制が変わられて、非常に今後に向けてのいい感触をとということをおっしゃられました。ですけれども、私は、少なくともこのような事態に陥る前にというんですか、町長部局として、もっとやはりイニシアティブをとるべきではないのかなと。少なくとも病院会計といえども、最後は同じ入れ物の中ですから、どっちでどうなったって、最終的には町民の大きな器の中に入るわけでございますから、助役を含め、この辺の原因も含めて、病院と同じようなとらえ方をされているのかどうか、再度お尋ねいたします。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） 事務長の方からもご答弁を申し上げました。一般会計の方の財政事情が、地方交付税等々が削減されて大変厳しい状況になってきている、そういう状況をきちんと病院のスタッフの方々全員にも承知をしてもらうべきだということで、財政改革の基本方針というものを、行財政課が病院の方に出向いていって、院長を初め事務方、それからコ・メディカルの方たちにも集まっていただいて、こういう状況であるという説明をさせていただいております。しかも、病院の企業会計への一般会計からの繰り出しというものは、そういう状況であるから、公営企業法でうたっている繰り出し基準内でおさめたいんだと。それは、それら以外の経費というものは、基本的には企業会計でありますから、独立採算でやっていかなければならない本来的なものでありますよということを説明の上で、14年度から赤字補填というものを見合わせてきている。

その結果、単年度で3億8,000万円ですか、累積で8億円にもなろうとする赤字というものが見込まれているわけでありましてけれども、そういう厳しい状況というものは、今までは結局は繰り出し基準外に一般会計の余力があったために繰り出しをしていて、本来、企業内でやるべきことを、一生懸命やってきた結果ではあると思いますけれども、何かが足りなかったということでありまして、それらのことについては、きちっと一般会計で出さなければならぬ部分、それから病院会計でみずから持たなければならぬ部分というものをお互いに認識し合って、その上でどういう改善、改革ができるのか、必要なかということとあわせて、先ほど事務長の方から分析をしていただきましたけれども、どの部分がどういう理由で不採算になっているんだ、どういう収益の落ち込みがあるんだ、あるいは病院のベッドの稼働状況はどういうふうになっているんだ、科目別の医業収益というのはどういうふうな推移で来ているんだというようなことをよく分析をしていただいて、対応というものを考えていかなければならないでしょうということ、一般会計、それから病院企業会計問わず、これまでも議論をしてきているところでありまして、今後も、今、病院が赤字だからといって、一般会計から、はい、じゃ赤字分補填できるという財政状況ではないわけでありまして、この基本方針というものは、当分の間、変えられる状況ではありませんし、みずからの改革努力というものを私どもとしては求めていきたいなと、このように考えております。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 考え方は十分、以前からお聞かせいただいているので、理解できるんですが、実際にこのように3割の、入り込みも少なくなっている収益が落ちてきている、昨年より収益2億9,000万円ぐらいのマイナスですよ。現実には14年からそういう方向で来ましたよと、これは理解できますよ。企業というものはそうあるべきだと思うんですが、平成15年度の会計でも2億円以上の赤字が出ているんですよ。それで、今年に向かって現実にはこうだ。確かに、企業として自立をできる企業体制というものが私は理想であります。

ですけれども、地域の医療を支える機関として、町として片方では推計を立てているよ、頑張ってやりなさい。事務長たまりませんよね、これでは。どうしますか。私が事務長であれば、大変な思いですよ。町からは企業としての厳しい現実の板挟みというんですか、やはり財務推計の中でも、今後、去年実際にある程度の数字であればいいんですけれども、億単位で赤字が発生している。これらに向けて、将来も当面は頑張ってくださいと言われても、現実には1年経過してきている。さらに、医療制度の国の方針で負担がふえてきている実態、こういうものからしても、ただお医者さんがどうのこうのという以前の問題も、私はあろうかなと。

原因というのは、やはりもう少しきちんと精査をすべきではないのかなと。何がという部分では、精神論だけでは私は今後に向けて解決はできないと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） これらの状況というのは、13年の段階からもう既にそういう方向で、一般会計と企業会計の間というものは、そういう状況になりますよということは、もうお話をされていて、実は現事務長が町立病院に行かれたすぐ後には、病院の経営健全化計画というものをきちんと立てましょうやということで、実はその前からその作業をさせていただいておりました。その前任者の段階からですね。それを新しい事務長が着任されてから、それを精査して、精査した上で、さらにこういう改革が必要だ、これはできないというものを、財政も交え、それから私も入り、いろいろ議論を重ねてきて計画をつくってきております。その達成率が、目標をつくって、数字であらわれるような形にはしてあるんですが、たしか私の記憶で、今、数値を持ってきておりませんが、80%程度の達成率だったというふうに記憶をしているんですが、それでは足りないんだということなんですね、結局は。その改革だけでは、もう2億円の赤字が出ているわけですから。

そうしますと、例えば去年の12月の段階で、一般病床のベッドの稼働率が5割を切っていた、それから療養型の方では8割を切っていた。通常の病院であれば、まして冬場の時期、療養型の方は90数%なければおかしいんです、どう考えたって。そこには、患者さんを入院させるさせないというのは、これは医者の権限ですから、医者の判断でやらなければならないということがありますし、そういうようなことも、事務長だけではなくて、私は院長にも伝えておりますし、どうしてこういう数字になるんですかという話はしてきたつもりですし、今でもしているつもりなんです。

1月、2月に入って、病院の稼働率は若干上向き、今7割ぐらいですか、合わせて7割ぐらいのところまで上がっているようでありますけれども、そういうような、それが改善に向けた動きなのかどうなのかというのは、まだもう少し時間的な経過が必要でありましょうし、それから今、内科の方は頑張っているんだと言っていますけれども、これとて数字が急に上がっているわけではないんです。ほぼ平準化といいますか、横並びになっているだけの話ですね。やりようによっては、もっともっとたくさんの患者さんに来ていただけるということがあるかなと思うんです。先ほども言いましたクレーム

の問題、それから処方の問題、どういうスパンで経過を見て、この方にはどういう何日分の処方が必要なのかというようなことも考え合わせてやっていけば、もうちょっと患者さんの数、それから医業収入というものの改善というものは、まだまだ図られる余地があるのではないかというふうには、私どもは考えております。

それから、それら以外に診療科目の問題もあります。例えば、先ほど言いました小児科がなくなると、そのことに伴う医業収益の減というのは、これも3,000万円、4,000万円の話でありますから、そのことも踏まえて、町長みずから小児科医の確保というものは、あちこち当たっているわけでありまして、全国的に小児科と、それから産婦人科の医者数というのが大変少ないようでありまして、厚岸町に来ていただけるお医者さんというの、まだめどが立っていないというようなことなんかがあります。これは、特に小児科については、あきらめているわけではなくて、継続的に医師の確保ということに対しては動いていきたいという腹構えは持っております。

そういうようなもろもろのことが原因をしておりますけれども、ただ、だからといって、一般会計から、それでは赤字補填をぼんと出せますよというような状況では、もう全くないわけで、基金も端数を残して、使える基金というのはもうからからであります。そういうような状況で、今後の病院の経営というものをさらに突き詰めて考えていかなければならないと思いますし、それからちょっと長くなりますけれども、ほかの医療機関との連携ですとか、そういうようなあり方というものもきちっと見詰めていかなければならない問題でありますし、そのカンフル剤というものは持ち合わせていないわけでありまして、総体的にそういうことを考えて、病院の健全経営に向けて一丸となって努力をしていきたいと、そのように考えております。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 一般会計からの持ち出しの関係については、水かけ論だと思うんですけれども、私はやはり最後は同じなんですよね、どうするかという問題は。病院会計だけ赤字になって、どんどん8億円が10億円になっても、病院は病院だよ、こっちはまずしっかりしますよといったって、単年度総体では町の負担というものは、僕は同じだと思うんですよね。

そういった意味でも、やはりもう少し精神論だけでなく、具体的な原因の追求と具体策、やはり一つずつ、例えば病院の中で対応、これらの問題についても、どういう点がという部分も具体的にやはり、それから町長部局と病院会計で、収支の関係についてももう少しきちんとした連携がなければ、私は一番欠けているような気がするんですが。

少なくとも、おれはおれ、病院は病院。病院にも行って数字を聞かせていただきました。確かに、それぞれ立場があるからわかるんですけれども、これでは私は解決しないと思います。病院の看護師さん、お医者さん、職員の皆さん、それぞれ立場があるわけです。でも、病院一丸となると言葉で言うのは簡単なんですけれども、なかなかそういうふうになってはいっていないように受けられます。もっと具体的にどうしていくかということも含めて、みんなできちんとした原因の追求と対策というものを考えていきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） まさに委員おっしゃるとおりでありまして、これは一般会計が楽できるから、病院はどうでもいいんだというような考え方はもちろん持っていませんし、結局はオール厚岸町で考えなければならないことだと思います。

具体的に一つ一つの改善目標というようなものを、これは病院だけで考えてもらうということではなくて、例えば診療報酬を増収するためにどういう手当てがあるんだ、看護体制はどうしなければならないんだというような人的な配置の問題もありますし、それから経費の削減、どういうことで切り詰められるんだというような、個々のいろいろな、例えば民間の業務委託にしてもそうでありますし、それから材料費の圧縮、それから在庫の管理の問題があります。それから、ほかに全体的なスタッフの問題、これらは病院だけで考えて、あなたたち勝手におやりなさいということで問題解決ができるというふうには、私は考えておりません。当然、一般会計の方も知恵を出し合って、お互いに連携をとり合いながら改善をしていってもらわなければ、これはオール厚岸町、病院だけで本当に屋台骨の方も危うくなるというようなことにもなりかねませんので、そういう危機意識を持ちながら、一体となって対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（谷口委員） いいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（谷口委員） 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 5 時06分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 3 月 1 5 日

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長